

官報 号外 令和五年五月十七日

○第二百十一回 參議院會議錄第一二三号

令和五年五月十七日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第二十三号

令和五年五月十七日

午前十時開議

第一 医療分野の研究開発に資するための匿名

加工医療情報に関する法律の一部を改正する

法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一 著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、元議員溝手顯正君逝去につき哀悼の件

一、日本語教育の適正かつ確実な実施を図るために日本語教育機関の認定等に関する法律案

以下 議事日程のとおり

(趣旨説明)

○議長(尾辻秀久君) これより会議を開きます。
さきに院議をもつて永年在職議員として表彰されました元議員溝手顯正君は、去る四月十五日逝去されました。誠に痛惜の極みであり、哀悼の念に堪えません。

(國務大臣永岡桂子君登壇、拍手)

○元議員溝手顯正君逝去につき哀悼の件 議事日程追加の件 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るために日本語教育機関の認定等に関する法律案(趣旨説明)

(〔異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾辻秀久君) 御異議ないと認めます。

（弔詞を朗読いたします。）

〔総員起立〕
○議長(尾辻秀久君) 御異議ないと認めます。
弔詞を朗読いたしました。

つきましては、この際、院議をもつて同君に対する弔詞をささげることにいたしたいと存じます
が、御異議ございませんか。

(〔異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾辻秀久君) 御異議ないと認めます。

（弔詞を朗読いたしました。）

参議院は、わが国 民主政治発展のため力を尽くされ 特に院議をもつて永年の功労を表彰せられ さきに予算委員長 議院運営委員長等の要職に就かれ また國務大臣としての重任にあたられました 元議員従三位旭日大綬章溝手顯正君の長逝に対し つつしんで哀悼の意を表し うやうやしく弔詞をささげます

我が国において日本語教育に関する専門的な知識及び技能を必要とする業務に従事する者の質的かつ量的確保が十分でない状況です。

この法律案は、このような観点から、日本語教育の適正かつ確実な実施を図り、我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民とともに円滑に営むことができる環境の整備に寄与するため、日本語教育機関のうち一定の要件を満たすものを見定する制度を創設するとともに、認定日本語教育機関において日本語教育を行う者の資格について定めるものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、日本語教育機関の設置者は、日本語教

育課程を適正かつ確実に実施することができる日

本語教育機関である旨の文部科学大臣の認定を受けたことをとし、文部科学大臣が、認定を受けた日本語教育機関の情報を多言語で公表することとしております。また、認定日本語教育

○議長(尾辻秀久君) この際、日程に追加して、日本語教育の適正かつ確実な実施を図るために日本語教育機関の認定等に関する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

(〔異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(尾辻秀久君) 御異議ないと認めます。永

（國務大臣永岡桂子君登壇、拍手）

○元議員溝手顯正君逝去につき哀悼の件 議事日程追加の件 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るために日本語教育機関の認定等に関する法律案(趣旨説明)

(古賀千景君登壇、拍手)

○古賀千景君 立憲民主・社民の古賀千景です。私は、会派を代表し、ただいま議題となりました法律案について質問いたします。

本法律案は、超党派による議員立法である日本語教育推進法を受けて検討が進められてきたものであり、これまで法務省の告示基準による審査を受けるにとどまっていた日本語教育機関は、本法案により、我が国において教育をつかさどる文部科学省が法的な根拠をもつて審査し、認定できることになります。

日本語教育機関の審査制度を振り返りますと、

昭和六十三年に、当時の文部省の有識者会議によつて日本語教育施設の運営に関する基準が策定されたことから、国の関与が本格化しました。しかし、この基準はガイドラインという位置付けにとどまり、日本語教育機関の審査は民間団体に委ねられ、審査に関わる費用や不透明な会計などが問題となりました。こうした状況を受け、平成十二年の民主党政権下の事業仕分けにより、日本語教育機関の審査は、法的な位置付けが曖昧な民間団体ではなく国が行うことが適切とされ、現在の法務省を主体とする審査体制に移行することとなりましたが、以降多くの課題が指摘されてきましたことは御承知のことおりです。

今日までの我が国における日本語教育機関の審査制度の歩みを振り返り、どういったところに問題があつたと認識し、また、本法律案にはどのような意義があると考えているか、文部科学大臣の見解を伺います。

これまで、日本語教育機関をめぐる多くの不祥事がありました。制限を超えて不法に留学生を就労させている日本語教育機関があることは、文部科学大臣も衆議院の審議で答弁されているところですが、最近では、福岡市の日本語学校において、転校をめぐるトラブルにより、外国人留学生が金属製の鎖と南京錠で数時間にわたって拘束さ

れる事例が報じられました。このような人権を踏みにじる行為は断じて容認することはできません。

このような事案がなぜ発生したのか、その根本原因を分析し、新たな日本語教育機関の認定制度においては、このような事案を一度と起こさぬよう、未然に防ぐ手立てを整えなければなりません。

衆議院の審議において、文部科学大臣は、日本語教育機関において留学生に対する人権侵害行為は決してあつてはならない、問題のある機関には

法務省とも緊密に連携して厳正に対処すると答弁されました。また、法務大臣は、実地調査などを通じ、人権侵害行為などを告示基準に違反する行為と答弁されました。

いずれも事案が発生した後の対応に関する述べられております。日本語が不自由で、また、在留資格を維持する上で日本語教育機関に対し物申せぬ弱い立場にある外国人留学生を守っていくためには、そもそもこののような事案が起らぬよう仕組みを構築することが重要です。

未然防止に向けた取組について、文部科学大臣及び法務大臣の考え方を伺います。

もちろん、事案の発生後の早期把握や対処も重

要です。本法律案は、日本語教育機関に対し、自己点検や文部科学大臣に対する定期報告を義務付けており、これらを端緒として、必要に応じて報告徴収や立入検査を行うことができることも規定しています。

法務省告示校約八百三十機関、大学の別科約六十

あることも大切です。

本法律案では、認定を行つて、文部科学大臣は審議会等の意見を聞くこととされています。多種多様な日本語教育機関を十分かつ公平に評価するためには、深い学識と専門的知識に加え、審査対象との利害関係がないことなどが求められます。また、審査過程の透明性の確保も必要であると考えます。

機関などが認定を受けると想定されていることが明らかとなっていますが、全国各地に所在するこれだけの数の日本語教育機関から定期的に送られる報告や公表される自己点検などを精査し、問題のある日本語学校を把握して対応するために

は、相当な人員体制が必要です。

本法施行後にこれらの事務を行う文部科学省は、地方の出先機関はありません。どのような体制で認定後の監督に当たつていくおつもりなのか、文部科学大臣のお考えを伺いますとともに、これに対してどのように協力していくつもりなのか、法務大臣の考え方を併せて伺います。

外国留学生を守る観点から、日本語教育機関の審査を厳格に行う必要があることは言うまでもありませんが、日本語教育機関で行われる教育そのものの質の向上を考えた場合、様々な進路を目指す多様な外国人留学生のニーズに合わせ、各日本語教育機関や日本語教師の創意工夫による多様な日本語教育が引き続き実施されるようにしていくことも、同時に留意する必要があります。

本法律案において、日本語教育機関のどういつた事項をどの程度規制するかを決める認定基準は、文部科学省令によって定められることとされています。その策定や改廃時には、文部科学大臣は法務大臣と協議するとともに、審議会等の意見を聞くこととされていますが、外国人留学生を守

が、詳細は語られず、多くの現職の日本語教師や日本語教師を志す方々や、そして、日本語教育機関や日本語教師養成機関の関係者はやきもきしながら結論を持ち続けたことだと思います。

検討段階では資格の性質が変わることもありました。コロナ禍における外国人留学生の減少とともに、先行きの見通しが立たず、関係者の方々は大きな不安を感じてこられたことと思います。

本法律案は、提出に至つたものの、政省令に委託されている項目が多く、認定日本語教育機関の認定基準や登録日本語教員の試験、実践研修の内容など、肝腎な部分に不明確なところが多々あります。

関係者の不安を解消し、見通しを持つて日本語教育に当たることができるよう、本法施行までにどのようなスケジュールで制度の詳細を決めていく

ことです。本法律案は、日本語教育機関に対し、自己点検や文部科学大臣に対する定期報告を義務付けており、これらを端緒として、必要に応じて報告徴収や立入検査を行うことができることも規定されています。

日本語教育機関の審査を行う体制がクリーンで

くのかを明確に示すことが求められると思いますが、文部科学大臣の考え方を伺います。

大きな制度変更を前にして、関係者の最大の関心事項は、いかなる経過措置が用意されるかにあります。経過措置には、現職の日本語教師に関するものと日本語教育機関に関するものがそれぞれ想定されます。

現職の日本語教師への経過措置については、本法律案には明確な規定がなく、全て文部科学省令に委ねられることとなります。

令和五年一月の文化庁の有識者会議の報告では、一定の質が担保された日本語教育機関に一定期間以上勤務している者や、民間試験を合格した者、大学の養成課程を経た者などについて、試験等を免除することが提言されていますが、詳細は今後の検討とされています。

試験が免除される一方、講習の受講が義務付けられ、講習修了認定試験を受けるパターンなども示されており、提言の内容は複雑です。日本語教育機関に一定期間以上勤務している者という要件も、具体的な期間は示されていません。コロナ禍における日本語学習者の減少により勤務できなかつた方もいらっしゃるでしょうし、育児、介護、病気などの理由、現職教師として働けなかつた時期がある方もいらっしゃると思います。自分は新たな制度の下でもそのまま働けるのか、試験を受けなければならないのか、大きな不安があらえています。

本法律案の審査に当たり、多くの現職日本語教師の方々の不安を少しでも解消していく必要があると思います。現時点での経過措置の検討状況や今後の検討スケジュールに関して、文部科学大臣の見解を伺います。

本法律、済みません、本法律案が施行された場合、留学生を受け入れることができる日本語教育機関は、認定日本語教育機関であることを要件とする方針が示されています。

認定日本語教育機関において日本語教育課程を担当するには、制度開始から五年間は、登録日本語教員でなくとも、文部科学省令で定める資格又は実務経験を有する者が担うことが許容される旨の規定があります。この文部科学省令は、現行の法務省告示校における教員要件を満たす者などが検討すべき対象とされました。具体的な要件はこれからです。

また、本法施行は来年四月一日とされていますが、法務省告示校などこれまでの留学生を受け入れてきた日本語教育機関がいつまで現行制度に基づいて留学生を受け入れ続けることができるのかについては明らかになっていません。

本法律案の認定制度は、これまで法務省告示校のような審査を経ずに外国人留学生の受け入れを行ったことができた大学の留学生別科も対象とするところが衆議院の審議などにおいて示されました。これらは留学生の指導に当たれる環境を国が支えていくことが不可欠です。

文化庁の調査によれば、法務省告示校で働く常勤の日本語教師の約七割が年収四百万円以下です。告示校では、六割以上の日本語教師が非常勤であり、その方々の多くは更に低い収入となっています。

国家資格となることで、日本語教師がその資質を証明できるようになり、また、社会的にも日本語教師の職業が認知されるきっかけにはなると思いますが、それだけで待遇の改善につながるのを根本的に変えていく必要があるのではないかと感じます。待遇を改善していくには、日本語教師の収入を外国人留学生の学費のみに頼る現在の仕組みを抜本的に変えていく必要があります。

日本語教育機関の関係者の不安を解消するよう、また、コロナ禍を経て、現在回復の兆しが見えていく必要がありますが、現時点での検討状況や今後の検討スケジュールに関して、法務大臣の見解を伺います。

臣、お示しください。

本法律案により、認定日本語教育機関は厳しく審査され、そこで教育を担う登録日本語教員についても国が定める資格が必須となります。厳しい条件に見合った待遇を国として後押しする財政支援が必要であり、そのための具体的な検討を始める材料は整っているのではないかと思います。

登録日本語教員の待遇改善に向けた認定日本法律案により、日本語教師を対象とした国家資格が創設されることになります。日本語教育推進法において、日本語教師の資格整備の目的は、その能力及び資質の向上だけでなく、待遇の改善が図られることが挙げられています。この点、衆議院の審議において、文部科学大臣は、国家資格化により専門性と社会的認知度が高まり、待遇改善につながるとの説明をなさっていますが、果たしてそれだけで十分に機能するのでしょうか。

教育の質を左右するのは、これを担う教員です。政府は外国人留学生の数を令和十五年までに四十万人にまで増やすことを目標としています。が、その達成には、日本語教師が適切な待遇の下、外国人留学生の指導に当たれる環境を国が支えていくことが不可欠です。

○國務大臣(永岡桂子君) 古賀議員にお答えいたしました。

○國務大臣(永岡桂子君) 古賀議員にお答えいたしました。

まず、これまでの日本語教育機関の審査制度の問題点及び本法律案の意義についてお尋ねがありました。

次に、日本語教育機関における不祥事に対する未然防止策についてお尋ねがありました。

本法案にかかわらず、日本語教育機関における留学生に対する人権侵害行為は、決してあつてはなりません。

このため、適切な在留管理、研修、関係者への周知などを通じて人権侵害行為の未然防止を図ることともに、認定後の毎年の定期報告において適切な事業を把握した場合、指導改善を求めてまいります。また、在留管理等を所掌する法務省など関係省庁と連携しながら、厳正に対処してまいります。

次に、認定日本語教育機関の監督に当たつての文部科学省の体制についてお尋ねがありました。

本法律案では、日本語教育に関する事務を文化庁から文部科学省本省に移管し、体制強化を行うとともに、在留管理等の観点を含めた認定機関の監督を行つてまいります。

次に、認定日本語教育機関の認定基準の在り方についてお尋ねがありました。

この認定基準については、一定の質が担保されるよう適切な教育内容を求めるとともに、外国人留学生や関係機関等の多様な教育ニーズを踏まえたものとすることが重要と考えております。これらを踏まえ、今後、審議会等において有識者により検討する予定です。また、認定基準の策定に当たっては、在留管理等の観点で法務大臣へ協議し、適切に対応してまいります。

次に、日本語教育機関の認定に当たつての透明性確保についてお尋ねがありました。

認定の透明性の確保を図るため、認定基準は文

部科学省令で定め、公表することとしております。

また、日本語教育機関の認定に当たつては審議会等の意見を聞くこととしており、留学生、生活周知などを通じて人権侵害行為の未然防止を図ることともに、認定後の毎年の定期報告において適切な事業を把握した場合、指導改善を求めてまいります。また、在留管理等を所掌する法務省など関係省庁と連携しながら、厳正に対処してまいります。

次に、本法律案の施行に向けた認定基準等の制定に向けたスケジュールについてお尋ねがありました。

日本語教育機関の認定基準や試験及び実践研修等の詳細については、省令等で規定することとしております。これらについては、令和四年度の文

化庁有識者会議の報告内容も踏まえ、法案成立後、審議会等での検討やパブリックコメント等を行つておりました。

次に、現職日本語教師に対する経過措置についてお尋ねがありました。

本法律案では、新制度への円滑な移行を図る観点から五年の経過措置を設けており、現職教員のう

ち一定の要件を満たす者は円滑に登録日本語教員へ移行できるようにしていきます。

また、文化庁の有識者会議報告書では、コロナ禍による離職や、介護や育児などの理由により一

度期間活動していない方への配慮について指摘されています。こうした御意見等も踏まえつつ、経過措置の具体的な内容について、法案成立後、速やかに審議会等で検討する予定です。

次に、日本語教員の待遇改善等、財政支援の必

今後、入国される外国人の増加が見込まれる中、日本語教師の待遇改善のために、その必要性や専門性の社会的認知が求められていることから、本法案により登録日本語教員の新たな国家資格を設けることとしております。

また、国のサイトにおける研修履歴の蓄積、掲載など、キャリア証明に資する仕組みを検討するほか、登録日本語教員を対象とした留学、就労、生活などの研修等を充実させ、その専門性向上を支援する予定です。

こうした取組や新制度の活用により、登録日本語教員の待遇改善につなげてまいります。(拍手)

〔國務大臣齋藤健君登壇、拍手〕

○國務大臣(齋藤健君) 古賀千景議員にお答え申します、留学生に対する人権侵害行為等の未然防

止に向けた取組についてお尋ねがありました。

入管庁では、実地調査などを通じ、適切な在籍管理が行われているか、また、人権侵害行為が行

われていないかなどを確認するとともに、留学生から任意の協力を得ながら、留学生に対する違法、不当行為の有無等、日本語教育機関の実態の把握を行つています。

これらの調査により、留学生の受け入れを行わせることが適当ではない日本語教育機関に対してはこれを認めないととの厳正な対応を取つていると

ころであり、今後とも、関係省庁とも連携しなが

ら、留学生の立場に十分に配慮した適正な対応に努めています。

次に、認定後の監督体制についてお尋ねがあり

ました。

入管庁は、現行制度において、留学の在留資格

教育機関を法務省の告示で定め、その適正な運営を期するための指導監督を行つています。

本法案成立後は、留学生の在留管理の観点から、日本語教育機関の認定基準に関する文部科学省との協議を行うとともに、入管庁において、留

学生を受け入れる認定日本語教育機関への実地調査等を引き続き行うなどし、文部科学省と相互に連携協力しながら、認定日本語教育機関における日本語教育の適正かつ確実な実施に努めてまいります。

最後に、日本語教育機関に対する経過措置についてお尋ねがありました。

本法律案の施行後は、文部科学大臣から認定を受けた日本語教育機関であることを留学の在留資格を付与するための要件とすることを検討していま

す。

そのため、現行制度上の日本語教育機関が引き続き留学生の受け入れを行ふためには、本法案によ

る認定日本語教育機関としての認定を受ける必要があることから、文部科学省での施行準備と歩調を合わせながら、一定の期間を定め、所要の経過措置を設けることとしています。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) 中条きよし君。

〔中条きよし君登壇、拍手〕

○中条きよし君 日本維新の会の中条きよし君

ざいます。

私は、会派を代表して、内閣提出の日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律案について御質問をさせていただきます。

本法律案は、外国人等に対する日本語教育につい

官報 (号外)

し、併せてこの認定を受けた教育機関で教える日本語教員の国家資格を定めるものです。

文部科学大臣にお聞きをいたします。外国人との共生を進める上で日本語が重要であることは言うまでもありません。ただし、日本語教育とは、単に文字や文法、発音を教えるだけにはとどまらないはずです。日本語を生み出した日本人に共通する、言わば心といつたものを伝えることも重要だと考えます。

日本語教育の目的の一つには我が国に対する諸外国の理解と関心を深めることもあり、日本の歴史、文化、風土を踏まえた教育プログラムでなければ十分な日本語教育にはならないのではないかでしょう。

外国人に対する日本語教育において、日本人の心を培った日本の歴史、文化、風土、それを伝える重要性をどのように認識されていますか。答弁を求めます。

これまで我が国では、日本語教育の質の担保、日本語教員の養成や資格の付与は全て民間機関の努力によって行われてきました。今回の法案は、初めて国による認定機関や国家資格を設けるものですが、これによって、かえって外国人にとって必要な日本語教育機関の数や個々の状況に応じた柔軟なカリキュラム編成などが規制を受けるのではないかという懸念もあります。

文科大臣は、国家資格化によって、これまで日本語教育を担ってきた民間団体にどのような影響が生じると認識されていますか。また、現在活躍している日本語教員が国家資格がないことを理由に不利益を被ることがないようにする配慮が必要だと思いますが、いかがですか。

現在、民間の資格で働いている日本語教員が国

家資格の取得がハードルとなつて結果的に退職することになれば、ただでさえ足りていない教員が更に減つてしまることが懸念されています。民間資格から国家資格への移行をどのように進めるつもりなのか、具体的にお示しをください。併せて答弁を求めます。

特に、全国各地で、少人数のボランティアグループが地域に住む外国人に自主的に日本語を教える取組が行われております。

私は、言わば寺子屋のような日本の学習サークルで日本語を教えている方からお話を聞きました。その方は、同じようなサークルの多くが無償あるいは低廉な費用で日本語を教えておる、教える人もほとんど無報酬です、それでもやりがいのある仕事だし、何より一つ一つの言葉を話せたときのうれしそうな笑顔が励みになりますと話してくださいました。

法人格もない小さなグループでも、その地域にとって、日本語学習を通じて日本人と外国人の交流の懸け橋となつており、人間的な触れ合いの中でもごみ出しながらの生活ルールなども学べることから、地域トラブルが少なくなるなど大きな成果を上げています。

こうしたボランティアによる小規模な日本語学習活動が全国にどれくらい存在しているのか、どんな役割を果たしているのかについて、文部科学省はどのように把握をされていますか。文科大臣の認識をお聞きします。

ボランティアの多くが活動を継続していく上で資金上の困難を抱えており、支援を求めていません。テキスト代、プリント代に会場費など、たくさんのお金が掛かりますが、授業料を取るようになれば、活動そのものが成り立ちません。

日本語教育の質を担保する観点とボランティアが果たしている役割の大きさから見て、無償あるいは安価な日本語テキストを、希望するボランティアに配布することを考えてみてはいかがかと思いますが、文科大臣の答弁を求めます。

さて、本法案の主な対象となるような一定の規模がある法人が運営する日本語学校においては、一部であるとはい、看過できない不適切な事案も生じています。例えば、二〇一九年三月に東京池袋のある私立大学において、日本語研究生として受け入れていた留学生約七百人が所在不明となつている事態が発覚し、不法滞留問題として入管庁が調査に乗り出すということがありました。

これは、日本語習得を口実にしながら、その実態は不法入国、不法就労だったのではないでしようか。この池袋の大学の事案では、どのような再発防止策が取られていますか。反省点も含めてお聞かせください。また、同様の事案はほかにもあるのでしょうか。日本語学習を名目にして入国し、その後、不法残留、不法就労する者の実態について見解をお示しください。

本法案では、日本語教育機関からの定期報告に基づいて、不適切な状況が発見された場合には勧告や是正命令を行い、従わなければ良質な教育機関としての国の認定が取り消されることになります。

こうした段階的な是正措置によつて不適切な機関が淘汰されていくことが期待されますが、これまでの事案の悪質さから見れば、まだ手ぬるさを感じます。国による認定制度は、眞面目に日本語を学ぼうとする人にとっては有益ですが、日本

にとつては関心が薄いのではないでしようか。

悪質な事案の場合は、認定取消しだけではなく、より積極的な排除規定があつてもいいのではありませんか。文科大臣の答弁を求めます。

今回の法案では、海外に所在する日本語学校については対象にされておりません。しかし、法務省も日本への渡航前に初步的な日本語の習得を推奨しています。海外の学校についても日本語教育の質の確保に関する対策が必要だと思いますが、文科大臣の所見をお答えください。

最後に、関連して、法務大臣に外国人技能実習制度について伺います。

技能実習は、当初の目的を離れ、外国人実習生を実際には労働力として扱うことが横行し、労働力の需給調整手段として使われてきました状況は多方面から指摘を受けてきたところです。今般、制度の廃止を含めた抜本的見直しが進められていると聞いていますが、外国人の共生社会の創出と文化や技術を通じた日本の国際貢献に資する制度にしなければなりません。

具体的にどのように改善するのか、法務大臣の見解をお示しください。

我が党は、党のマニフェストである維新八策の中で外国籍住民との共生を掲げている党として、今後も共生社会の実現のためには力を尽くしていくことを表明して、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

〔國務大臣永岡桂子君登壇、拍手〕

○國務大臣（永岡桂子君） 中条議員にお答えいたします。

まず、日本の歴史や文化などの教育についてお尋ねがありました。

御指摘のとおり、日本語教育を実施するに当

官 報 (号 外)

言葉を、確かにねえと受け止め、第三条及び第十二条に幼児を追記してくださった中川正春議連会長代行らの顔が今浮かびます。

言葉は何かを変えることができる。言葉は思いを伝え、仲間をつくり、孤独、孤立から救つてくれる。言葉の力はこの国で生きていく力そのものだから。

共生社会の実現に資する日本語教育の推進を願い、以下質問いたします。

本法律案は、一定の要件を満たした日本語教育機関を国が認定することで、日本語学習者が適切な日本語教育機関の選択ができるようにすることもに、その質保証を行うことを目的としています。これまで質に関する共通の指標が存在せず、日本語教育の水準を確認することが困難だった状況の改善が期待されます。

ただし、当該認定制度が我が国に居住する外国人の日常生活及び社会生活の円滑な営みに有益なものとなるか否かの鍵は、現在国内にある多種多様な日本語教育機関のうち、どのような機関にどういった要素を求め、何を物差しとして評価し認定の是非を決めるか、その基準です。

文化庁の有識者会議では、認定日本語教育機関の類型として、認定日本語教育機関において、日本語教育を行うために必要となる新たな国家資格として登録日本語教員を設けることとしています。専門的な知識及び技能を有する人材の育成と確保は、日本語教育の根幹と言える要点です。そこで、一九九〇年代より指摘されてきた日本語教員の雇用条件や労働環境の悪さ、ボランティア五割、非正規四割と言われる他分野では考えられない職務構成、若者の日本語教育離れ、高齢化、非熟練労働とみなされる地位、女性に偏ります。

また、一定の要件を満たす現職の日本語教員に

等における児童生徒に対する日本語指導に関する言及が一切ありません。近年、日本語指導が必要な児童生徒は増加の一途をたどっており、学校等における日本語指導体制の急速な整備拡充が求められていることに加え、議員立法、日本語教育推進法では、児童、生徒に対する日本語教育についても充実を図るために必要な施策を講ずるとされています。

また、令和三年に日本語教育機関の類型等を検討した文化庁の有識者会議では、日本語指導が必要な子供の就学のための日本語教育についても類型を設けることが必要ではないかといった意見が出され、最終報告書に、就学等のその他類型についても今後検討を行う必要性が明記されました。就学前教育を含む学校等における日本語指導の体制強化について文科大臣はどうに考えていくのか、また、認定日本語教育機関の類型の一つとして就学を今後検討する予定はあるのか、伺います。

本法律案は、認定日本語教育機関において、日本語教育を行うために必要となる新たな国家資格として登録日本語教員を設けることとしています。専門的な知識及び技能を有する人材の育成と確保は、日本語教育の根幹と言える要点です。そこで、一九九〇年代より指摘されてきた日本語教員の雇用条件や労働環境の悪さ、ボランティア五割、非正規四割と言われる他分野では考えられない職務構成、若者の日本語教育離れ、高齢化、非熟練労働とみなされる地位、女性に偏ります。

横浜市のように、日本語指導が必要な児童生徒が五人以上いる小中学校には原則としてクラス担任もいる国際教室を設置する方針と併せ、放課後学習支援、母語支援ボランティア等、手厚く伴走している地域はまれで、日本語指導が必要な子供の四割が居住するのは支援が極めて手薄な散在地域です。

就学義務はないからと、その取組を怠ってきた外国ルーツの子供たちの学びや育ちの問題は既に臨界点を超えていました。自治体任せの国の姿勢がないために、本来は障害のある子供たちが学ぶ場

は、筆記試験や教育実習の免除を含めた経過措置を設けると伺いましたが、重要な差配であると評価する一方、容易に新資格への移行ができるのであれば教育水準の向上という制度の趣旨が揺らぎます。質の向上と担い手の確保をどのように両立させていくか、文科大臣、御所見をお聞かせください。

政府は、登録日本語教員のうち、特に児童生徒向けの日本語教育研修を受講した者を小中高等学校等において活用したいとする方針を示しています。登録日本語教員を日本語指導補助者等の外部人材として学校現場に迎え入れることは、日本語指導の質を高めるとともに、多忙を極める学校教員にとどても歓迎される内容です。しかし、現状、学校教育法施行規則に日本語指導補助者についての規定はなく、必要に応じて配置、資質待遇、業務内容などの要件は雇用する設置者の判断とされています。

横浜市のように、日本語指導が必要な児童生徒が五人以上いる小中学校には原則としてクラス担任もいる国際教室を設置する方針と併せ、放課後学習支援、母語支援ボランティア等、手厚く伴走している地域はまれで、日本語指導が必要な子供の四割が居住するのは支援が極めて手薄な散在地域です。

就学義務はないからと、その取組を怠ってきた外国ルーツの子供たちの学びや育ちの問題は既に臨界点を超えていました。自治体任せの国の姿勢がないために、本来は障害のある子供たちが学ぶ場

級に、障害ではなく、日本語が不得意だという理由で外国ルーツの子供たちが在籍しています。それに対し、文科省は、法令違反のおそれがあるといいながら、ガイドラインを改定するのみで、対策は自治体や学校任せです。

言わざもがな、特別支援学級で行う教育と日本語教育の指導内容は全く別物であり、両者にとって適切な教育を受けられず、子供たちの不利益になりかねない異常事態です。

今、日本語指導が必要な小中学生のおよそ五・一%、二十人に一人が特別支援学級で学んでいます。日本人を含む全小中学生の一・四倍です。検査を母語で受けられない地域では何と八人に一人、十人に一人に入るといいます。文科大臣に今後の対応を伺います。

言葉の問題を軽視して、場当たり的に労働力としての外国人を受け入れれば、やがて社会の分断を生むことは諸外国の歴史が証明しています。だからこそ、先進国の多くは、国が主体となつて公用語の教育プログラムを進めています。我が国の移民政策は取らないという建前のいかんにかかわらず、外国人市民が定住者であることは間違いありません。多文化共生政策や総合的、包括的な政策がどうしても必要です。

私の住む愛知県犬山市には日本初の外国人市議会議長がおります。日本初の赤十字救急法指導員も、自治会役員だっています。外国人市民は、支援される側だけでなく、支援する側、地域づくりの担い手となっていることも多くの方に伝えねばなりません。

本法律案が、この国で共に暮らしお互いに学ぶことを大切に願い、私の質問を終わります。(拍手)

(國務大臣永岡桂子君登壇、拍手)

伊藤議員にお答え申し上げます。

まず、認定基準についてお尋ねがありました。令和四年度の文化庁有識者会議において、留学する外国人を対象とした就労、地域で生活者として在留する外国人を対象とした生活の三つの分野

生を対象とした留学、就労目的に我が国に在留する外国人を対象とした就労、地域で生活者として在留する外国人を対象とした生活の三つの分野別に日本語教育機関の教育課程を評価する方向性を提言いたしております。

また、認定基準では、教員及び職員の体制、施設及び設備、日本語教育課程の編成及び実施の方

法、また学習上及び生活上の支援のための体制などについて規定することとしており、有識者会議の報告も踏まえ、本法律、法案の成立後、審議会等において検討する予定です。

次に、就学前教育を含む学校等における日本語指導の体制強化の必要性についてお尋ねがあります。

日本語指導が必要な外国人児童生徒等は平成二十四年より約十年間で一・八倍に増加しており、学校における日本語指導の体制強化の必要性が高まっていると認識しております。そのため、文部科学省では、児童教育施設における外国人児童等の受入れに関する教員研修プログラムの開発、日本語指導補助者等の外部人材の配置など、外国人児童生徒等に対する日本語指導に取り組む自治体

の質、量の確保に努めてまいります。

次に、認定制度について、認定制度における就

り、本法案成立後、審議会等において検討してまいります。

他方で、本法案成立後には、登録日本語教員に對して児童生徒に向け研修を実施するとともに、小中学校における特別の教育課程などにおいて補助者として積極的に活用することなどを通じ、就学の面を含めた日本語教育の質の向上に努めてまいります。

次に、日本語教員の雇用条件の悪さなどの課題の改善についてお尋ねがありました。

本法案による登録日本語教員の国家資格化を契機として、日本語教師の社会的地位が高められ、その専門性が適切に評価され、さらに待遇改善へつながることで、日本語教師を目指す方が増えていくことが期待されます。これにより、御指摘の課題の改善も図られていくものと考えております。まずは新制度の実施及びその周知に全力を尽くしてまいります。

次に、日本語教師の質向上と担い手確保の両立についてお尋ねがありました。

登録日本語教員の資格を設けることで、教員の質を確保するとともに、専門性の社会的認知が高まり、待遇改善や担い手の確保にもつながるものと考えております。その上で、登録後も初任者や中堅者等を対象とした経験に応じた研修を実施してまいります。これらを通じて、登録日本語教員

がもたらす影響について一概にお答えすることは難しいところですが、学習者の日本語の習得レベルを含めた個々の状況を踏まえて適切に活用する視点も重要なと考えております。

先月から、政府のA-I戦略チームの会合が開催され、生成A-Iを利用する場合の留意点等について情報交換を始めたところです。政府全体の検討状況等も踏まえ、適切に対応してまいります。

次に、特別支援学級に在籍する外国ツールの子供たちについての今後の対応についてお尋ねがありました。大変失礼いたしました。もう一度読み直します。

次に、特別支援学級に在籍する外国ツールの子供たちについての今後の対応についてお尋ねがありました。

外国人数の増加が見込まれることから、地域における日本語教育の具体的な数値目標や達成期限を定めることは難しいところですが、いずれにしても、日本語教室が設置されていない、いわ

ゆる空白地域の解消を目標に、地方公共団体が行う取組への支援を行うことは重要であります。そのため、引き続き、関係省庁としっかりと連携して、地域の実情やニーズに応じて必要な支援を取組んでまいります。

次に、日本語指導が必要な児童生徒に対する登録日本語教員の活用及びそのための財政支援についてお尋ねがありました。

文部科学省では、令和五年度より、児童生徒の日本語能力を客観的に評価するためのツールを作成することなどを目的とした調査事業を開始したところです。また、本法案成立後には、登録日本語教員を学校における日本語指導の補助者として活用する具体的な仕組み等を検討していく予定でございます。

次に、生成A-Iが日本語教育に与える影響についてお尋ねがありました。

日本語教育の実施形態は様々であり、生成A-Iの質がどのように日本語教育に影響を与えるのかについてお尋ねがありました。

日本語教育の実施形態は様々であり、生成A-Iが最もたらす影響について一概にお答えすることは難しいところですが、学習者の日本語の習得レベルを含めた個々の状況を踏まえて適切に活用する視点も重要なと考えております。

先月から、政府のA-I戦略チームの会合が開催され、生成A-Iを利用する場合の留意点等について情報交換を始めたところです。政府全体の検討状況等も踏まえ、適切に対応してまいります。

次に、特別支援学級に在籍する外国ツールの子供たちについての今後の対応についてお尋ねがありました。大変失礼いたしました。もう一度読み直します。

次に、特別支援学級に在籍する外国ツールの子供たちについての今後の対応についてお尋ねがありました。

外国人数の増加が見込まれることから、地域における日本語教育の具体的な数値目標や達成期限を定めることは難しいところですが、いずれにしても、日本語教室が設置されていない、いわ

官 報 (号 外)

文部科学省では、外国人の子供に障害がないことをもかかわらず、日本語指導が必要であることをもつて特別支援学級や通級による指導の対象とすることは不適切であることなどを示してまいりました。

これまで、日本語指導が必要な児童生徒につ

いては、通常学級、特別支援学級のどちらに在籍するかにかかわらず、児童生徒の日本語能力等に応じた指導を実施するほか、日本語指導補助員や母語支援員等の外部人材の配置など、外国人児童生徒へのきめ細かな支援が行われております。文部科学省では、これらに取り組む自治体を補助事業で支援しているところであります。引き続き、日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対する支援に積極的に取り組んでまいります。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) 吉良よし子君。

(吉良よし子君登壇、拍手)

○吉良よし子君 日本共産党的吉良よし子です。

私は、会派を代表して、日本語教育の適正かつ確実な実施を図るために日本語教育機関の認定等に関する法律案について質問します。

留学生として来日したウイシュマ・サンダマリさんは、学費が払えず、退学、在留資格を奪われ、入管法違反で収容され死に追いやられました。このような悲劇を二度と起こさない、そのためには、今の非人道的な日本の入管行政の抜本的な見直しが必要です。

それなのに、先週金曜日に参議院で審議入りした政府提出の入管法改定案は、今の入管行政はそのままに、刑罰をもつて退去を強制するなど、外国人の人権侵害を一層深刻化させるものです。国際人権条約にも憲法にも反する入管法改悪案は廃

案にすべきです。

政府が留学生三十万人計画を打ち出して以降、日本への留学生の数は増え続け、二〇一九年にはついに三十万人を突破。二〇三三年までに留学生四十万人を目指すとしていますが、その目的は何でしょうか。文科大臣、お答えください。

現在の留学生の実態は極めて深刻です。留学生の多くは、渡航費やあっせん手数料など百万円以上の一回りの借金返済を抱えて来日し、学費や生活費、母國への仕送りのためにアルバイトに追われていて、学ぶための留学とは程遠い実態に置かれています。結果として、週二十八時間の上限を超えて働いてしまった留学生は、不法就労とされて在留資格を失い、場合によっては収容、退去を強制されることがあります。

法務大臣、こうした事態が起きているのは、留学生を使い勝手の良い安価な労働力として受け入れてきた政府の姿勢に問題があるからではありませんか。

入管庁は、留学生に在留資格を与えるときに、親の年収や銀行預金残高が記された証明書の提出などを求めているのですが、渡航費用、仲介業者へのあっせん料や学費など、既に多額の借金を抱えて来日する留学生の実情は正しく把握されているのでしょうか。留学費用を借金に頼り、母国からの仕送りが見込めない外国人であっても、留学生三十万人計画達成ありきで在留資格を出し続けてきたのではありませんか。

留学という名目で外国人を安価に働かせる構造そのものを改めることもなく、今度は留学生四十万人などと言い、受け入れる留学生を増やし続ければ、更なる悲劇を生み出しかねません。外国人を受入れ政策そのものを大きく転換し、学問研究を

目的とする外国人は留学生として、就労目的の外国人は、留学生としてではなく、初めから労働者として受け入れるべきではありませんか。

そもそも、日本語学校の最大の問題は、その大半が、受け入れた留学生を安価な労働力として利用することと一体に運営されているということです。

アルバイトで疲れ果て、授業中に居眠りをする留学生が何人もいるが、どうすることもできずつらいという日本語教師の方のお話を聞きました。この間、日本語学校は増え続け、現在の法務省告示基準に合致した告示校は八百三十二機関に上ります。そのうち六割以上が株式会社などの営利目的の学校です。中には、留学生からの学費収入を確保するために週二十八時間の上限を超えて働く留学生を黙認する学校や、場合によっては、日本語学校が搾取の一端を担っているケースもあります。学校の理事長自身が人材派遣会社を経営し、留学生からバスポートを没収し、週二十八時間以上働かせた上に不当に高い家賃を徴収するなど、日本語学校そのものが外国人ビジネス、留学生搾取を行う悪質な事例もあります。

法務大臣、このような悪質な日本語学校の実態を認識していますか。

法務省の告示基準を満たしたはずの日本語学校で、なぜこうした事態を止めることができないのですか。この十年の間に告示基準違反で法務省が告示の抹消処分をしたのは僅か二件のみと聞いています。これで適切な是正ができるいるとお考えですか。

今回の法案では、法務省に代わり、文科省が基準を作り、日本語教育機関を認定するとされてます。有識者会議の報告で教育環境が十分に整つ

ていない機関が見られる指摘されたことを受け

ての対応といいますが、事実上、認定する官庁を差し替えるにとどまるのではないか。法務省告示機関から文科大臣認定に移る際に、留学生解消をどのように進めていくつもりですか。

文科大臣認定をするための基準は、法案成立後に省令で検討するとされています。その認定基準が、現在の法務省告示基準より厳しい基準になる保証はどこにもありません。結局、現行の法務省告示校をそのまま日本語教育機関として文科大臣が法律に基づいて認定し、悪質な日本語学校にも適用されることと一体に運営されていることになります。

文科大臣認定をするための基準は、法務省告示校をそのまま日本語教育機関として文科大臣が法律に基づいて認定し、悪質な日本語学校にも適用されることと一体に運営されていることになります。

文科大臣認定をするための基準は、法務省告示校をそのまま日本語教育機関として文科大臣が法律に基づいて認定し、悪質な日本語学校にも適用されることと一体に運営されていることになります。

留学生だけではなく、外国人労働者やその家族が、生活の場で日本語を学ぶことは欠かせません。その役割を果たしているのは日本語教室です。

留学生だけでなく、外国人労働者やその家族が、生活の場で日本語を学ぶことは欠かせません。その役割を果たしているのは日本語教室です。

しかし、文化庁の調査でも、現在、自治体などが設置する日本語教室がない空白地域が八百七十七市町村、全自治体の四六%に上っています。自主的な取組に任されているため、開設の状況は地域によつて大きく異なっています。さらに、日本語教師の四割超は東京都に集中しており、地方での指導者不足は深刻です。

文科大臣、このような地域格差、空白自治体の

本語教室の実施は、設置者任せではなく、財政支援など国の責任で行うべきではありませんか。

日本語教師の処遇改善も待つたなしです。

日本語教育を担う日本語教師は約四万人います。が、その半数はボランティアで、無報酬の働きに頼つてするのが日本語教育の実態です。このような実態は早急に改めるべきではありませんか。

法務省告示校に勤める日本語教師でも、およそ三分の一が非常勤で、常勤は僅かです。

文化庁調査によると、法務省告示校の常勤であっても年収四百万円未満が七割を占め、非常勤の年収は百五十万円未満がほとんどです。収入が余りに低いため、日本語教師として生活を維持するためには、複数の日本語学校を掛け持ちするしかありません。日本語教師の年代構成を見ても、二十代は僅か五%程度にとどまり、若い人が将来を見通して働き続けられる職業とはなっていない実態もあります。

文科大臣、本法案で国家資格化される登録日本語教員になれば待遇も改善されるのですか。

一こまの授業を行うための準備にその二、三倍の時間と労力が掛かる、平日の授業準備のために週末は潰れてしまうというお話を伺いました。学校では、留学生の生活や進路の相談に乗り、日本の文化や生活習慣も教えるなど、留学生の日本での生活を支える重要な役割を果たしているのが日本語教師です。

その専門性にふさわしく、地位向上を図ること、待遇改善することを文科大臣に強く求め、私の質問を終わります。(拍手)

(國務大臣永岡桂子君登壇、拍手)

○國務大臣(永岡桂子君) 吉良議員にお答えいたします。

まず、留学生四十万人を目指すことの目的についてお尋ねがありました。

外国人留学生の受入れには、教育研究の活性化や国際競争力の向上、相互理解と友好・親善に基づく個人的ネットワーク構築等の意義がございます。

このため、本年四月の教育未来創造会議第二次提言において、全学生数に占める留学生の割合を

ドイツ、フランスと同等の水準になること等を目指し、外国人留学生の受入れ数四十万人という新

たな指標を設定し、外国人留学生の受入れを促進することとしております。

次に、悪質な日本語学校への対応についてお尋ねがありました。

本法案では、認定日本語教育機関に対し、登録日本語教員の配置、日本語教育の実施状況について毎年度の定期報告、教育課程、教員組織等の学習環境に関する情報公表などの法務省告示制度にはない義務が課されており、それにより、認定日本語教育機関を監督し、その質を確保していく仕組みが新たに設けられています。

また、認定基準について、法案成立後、審議会等において検討することとしており、一定の基準を満たした質の高い日本語教育機関が認定を受けられることとしています。さらに、定期報告等を通じ、指導や勧告、命令、認定取消しの段階的な是正措置をとることができる仕組みも新たに設けられます。

次に、日本語教員の待遇改善と地位向上についてお尋ねがありました。

今後、在留外国人数の増加が見込まれる中、日本語教師の待遇改善のためにも、その必要性や専門性の社会的認知が求められていることから、本法案により登録日本語教員の新たな国家資格を設けることとしております。また、国のサイトにおける研修履歴の蓄積、掲載など、キャリア証明に資する仕組みを検討するほか、登録日本語教員を対象とした研修等を充実させ、その専門性向上を支援する予定です。

こうした取組や新制度の活用により、登録日本語教員の待遇改善につなげてまいります。(拍手)

本語教育コーディネーターの配置、日本語学習支援者などへの研修や確保、空白地域の市町村への日本語教室開設支援などを実行する都道府県、政令指定都市への支援を通じて空白地域の解消に取り組んでいるところです。引き続き、地域の実情やニーズに応じて必要な支援を行ってまいります。

次に、日本語教育を多くのボランティアが担っている実態についてお尋ねがありました。

特に、地域における日本語教育など、生活者などを対象に多くのボランティアの方が担つております。今後もボランティアの方の果たす役割は大きいと考えています。他方、今般の法案により設けられる専門的な知識や技能を有する登録日本語教員が地域の日本語教育など多様な場で活躍いただこうとも期待されます。

多様なニーズを踏まえながら、ボランティアの方と登録日本語教員の双方が活躍していただくことが重要であり、研修等の支援施策の充実に努めてまいります。

留学生に対しては、本来の活動である学業を阻害しない範囲で、アルバイトを通じて留学中の学費及び生活費用を補うことにより学業の遂行に資するという観点から、条件を付して一定の範囲内で就労活動を認めているものであり、条件に違反して就労活動を認めているものではあります。

留学生に対する就労活動を認めているものではあります。その背景には、一部の仲介事業者について、留学生から不當に高額な仲介手数料等を得ていることが疑われるものがあり、対策を講じていく必要があると認識しています。

次に、来日する留学生の実情についてお尋ねがありました。

御指摘のように、一部の留学生が入国のために多額の借金を抱えて来日している実態が確認されています。その背景には、一部の仲介事業者について、留学生から不當に高額な仲介手数料等を得ていることが疑われるものがあり、対策を講じていく必要があると認識しています。

そこで、入管庁では、関係省庁とも連携し、仲介業者に関する情報収集に努め、悪質な仲介業者について把握した上で、当該仲介事業者を利用した留学生に係る入国申請について厳格な審査を行います。

うほか、相手国政府に情報提供することなどを通じて、悪質な仲介業者を排除し、留学生の適切な受入れに努めているところです。

○國務大臣(齋藤健君登壇、拍手)

○國務大臣(齋藤健君) 吉良よし子議員にお答え申し上げます。

まず、留学生を安価な労働力として受け入れてお尋ねがありました。

そもそも、留学生は、日本国内の教育機関において教育を受ける活動を行なう者であつて、就労活動を行なう者として受け入れているものではありません。

次に、経済力のない外国人を留学生として受け入れてきたのではないかとのお尋ねがありました。

入管庁においては、経済力がなく、日本国内での就労を目的とする留学生を受け入れることのないよう、その入国・在留審査において、勉学の意思、能力や経費支弁能力について慎重に審査を行うことを通じ、真に勉学に励む目的であることを確認しています。

また、留学生を受け入れている教育機関に対しでは、入学選考及び在籍管理の徹底等を求めるとともに、実地調査や厳格な指導を行なうなどしており、御指摘は当たらないものと考えています。

次に、外国人労働者の受入れについてお尋ねがありました。留学生を受け入れている教育機関に対しでは、入学選考及び在籍管理の徹底等を求めるとともに、実地調査や厳格な指導を行なうなどしており、御指摘は当たらないものと考えています。

外国人労働者の受入れについては、現状、政府においては、専門的、技術的分野の外国人については、我が国の経済社会の活性化に資するという観点から積極的に受け入れていく、それ以外の分野については、日本人の雇用、産業構造への影響、治安など、幅広い観点から国民的コンセンサスを踏まえつつ政府全体で検討していく、こういう考え方に基づき外国人労働者を受け入れています。

一方、留学生については、学費等を補うことにより学業の遂行に資するという観点から、学業を阻害しない範囲で、一定の範囲内で就労活動を認めているものです。

今後の外国人労働者の受入れの在り方については、国内の諸情勢や諸外国の状況について把握し、広く国民の意見を聞くことと併せ、政府全体で幅広い検討を行つてまいりたいと考えています。

す。

次に、週二十八時間の上限を超えて働く留学生を黙認する学校等の実態についてお尋ねがあります。

日本語教育機関の中には、留学生の在籍管理が不徹底であつて、留学生への生活指導が行き届かず、さらには、留学生の不法就労に加担して学校

経営者が刑事処分を受ける事案も過去に生じています。

外国人の出入国在留管理を所管する法務大臣として、本法案の趣旨を踏まえ、適正な在籍管理を指導するとともに、悪質な教育機関には厳正に対処してまいります。

最後に、悪質な日本語教育機関の是正についてお尋ねがありました。

入管庁では、情報収集や実地調査などを通じ、日本語教育機関における適切な在籍管理の実施を隨時確認するとともに、留学生に対する違法、不當な行為の有無の実態把握に努めています。

その上で、問題が生じている日本語教育機関に對しては、厳格な指導によりその是正を求めることがあります。

ともに、およそ日本語教育機関としての存続が適当でない場合は留学生の受入れを認めない措置をとつておらず、法務省としては、引き続き、関係省庁とも連携し、適切に対応してまいります。

(拍手)

○議長(尾辻秀久君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(尾辻秀久君) 日程第一 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

ます、委員長の報告を求めます。内閣委員長古賀友一郎君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○古賀友一郎君 登壇、拍手

案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、健康、医療に関する先端的研究開発及び新産業創出の促進を図るため、医療情報に含まる記述等の削除等により、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないよう加工した仮名加工医療情報の取扱いに関する規定を整備するとともに、匿名加工医療情報を匿名医療保険等関連情報等と連結して利用することができる状態で提供するための仕組みの創設等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、匿名加工医療情報の利用に関する現状と課題、仮名加工医療情報を扱う意義と必要な取組、不適切な情報取得事案への対応等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

○議長(尾辻秀久君) これにて質疑は終了いたしました。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○高橋克法君 登壇、拍手

本法律案は、立法又は行政の内部資料として必要と認められる場合等に著作物の公衆送信等を過と結果を御報告申し上げます。

なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(尾辻秀久君) これより採決をいたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

の救済の実効性、A-Iの進展を踏まえた今後の著作権制度の在り方等について質疑が行われました
が、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと
存じます。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長(尾辻秀久君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長（尾辻秀久君）　總員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて可決され
た。

本日はこれにて散会いたします

出席者は左のとおり。

議長　尾辻秀久君
副議長　長浜博行君

伊藤	吉良よし子君
松野	山添 拓君
岩渕	猪瀬 直樹君
倉林	岩渕 友君
明美君	倉林 明子君
梅村みづほ君	梅村みづほ君
仁比 聰平君	音喜多 駿君
高木かおり君	紙 智子君
井上 哲士君	串田 誠一君
石井 苗子君	田村 智子君

浅田東・小池均・金子・青島・安江・堺田・澤田・柳ヶ瀬裕文・大河野・宮崎・竹内・塩田・博昭・矢倉・真二・上田・平木・高橋・克夫・大作・佐々木さやか・秋野・石川・博崇・克法・勇・公造・羽生田・俊・谷合・正明・西田・磯崎・仁彥・実仁・清水・真人・ながえ孝子・山本佐知子・宮本・周司・岩本・北斗・星・高橋はるみ・比嘉奈津美・松川・大河野・堀井・滝波・島村・宏文・巖大

山下 清水 石井 伊藤 孝江君 貴之君 芳生君
 里見 隆治君 章君
 中条きよし君 光男君 太太君
 高橋 下野 杉 梅村 片山 三浦 久武君 信祐君
 新妻 松沢 若松 柴田 巧君 秀規君 成文君
 謙維君 宗男君 博司君 竹谷とし子君
 横山 信一君 山本 木山 木山 木山 木山
 藤木 真也君 自見はなこ君 小野田紀美君
 加田 三浦 山本 山口那津男君 启介君 靖君
 船橋 滝沢 山田 太郎君 利実君 裕之君
 高野光二郎君 廣行君 勇君 求君

上月	福岡	大家	敏志君	浅尾慶一郎君
	資麿君	柘植	芳文君	
	信介君	未松	新平君	
	吉川	寺田	静君	大島九州男君
	ゆうみ君	藤井	一博君	岡田直樹君
		宮崎	雅夫君	
		佐藤	晃子君	
		生稻	金日子君	
		進藤	君	
		三宅	昇治君	
		舞立	啓君	
		佐藤	君	
		古賀友一郎君	君	
		西田	昌司君	
		北村	経大君	
		石井	順三君	
		山本	太郎君	
		田中	昌史君	
		伊波	洋一君	
		古庄	玄知君	
		加藤	明良君	
		神谷	理緒君	

片山さつき君
邦子君
豊田 俊郎君
太田 房江君
佐藤 信秋君
神谷 祥史君
松村 宗城君
平山佐知子君
須藤 元氣君
廣瀬めぐみ君
長峯 誠君
長谷川 英晴君
赤松 健君
石田 昌宏君
白井 一君
石田 昌宏君
森屋 宏君
馬場 成志君
大野 泰正君
牧野たかお君
野上浩太郎君
藤川 政人君
高良 武見
世耕 弘成君
若林 滝君
浜田 聰君
永井 洋平君
白坂 亜紀君
梶原 俊之君
越智 大介君
今井絵理子君

朝日健太郎
足立敏之君
阿達雅志君
和田政宗君
中田宏君
江島潔君
上野俊男君
宮沢一彦君
山田通子君
櫻井洋一君
衛藤充君
中曾根弘文君
大椿ゆうこ君
三上えり君
高木慎一君
柴真理君
横沢高徳君
小沼巧君
田島麻衣子君
石垣のりこ君
森屋隆君
小沢雅仁君
野田真治君
吉川通宏君
川田國義君
木村沙綾君
水岡龍平君
蓮紹君
竹詰俊一君
芳賀仁君
福山哲郎君
道也君

青山 石井 山下 山田 古川 俊治君 宏君 雄平君 繁晴君
赤池 中西 祐介君 誠章君 草太君
山谷えり子君 森まさこ君
有村 鶴保 山崎 山東 村田 水野 古賀 鬼木 羽田 小林 岸真紀子君 千景君
勝部 井上 義行君 素子君 次郎君 一大君 匝藤 嘉隆君
斎藤 杉尾 秀哉君 三原じゅん子君
牧山ひろえ君 田名部匡代君 長谷川岳君
辻元 橋本 青木 愛君 聖子君 清美君
福島みづほ君 田村 まみ君 治子君
宮口

官 報 (号 外)

令和五年五月十七日 參議院会議録第二十三号 議長の報告事項

官 報 (号 外)

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部を改正する法律案	
医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部を改正する法律案	医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律(平成二十九年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。
医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律(平成二十九年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。	医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律(平成二十九年法律第二十八号)の一部を次のように改定する。
医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する規制(第三十三条第一項～第四十条)	医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報等の取扱いに関する規制(第四十一条～第四十四条)
第五章 認定医療情報等取扱受託事業者(第四十五条第一項～第五十一条)	第六章 医療情報取扱事業者による認定匿名加工医療情報作成事業者又は認定仮名加工医療情報作成事業者に対する医療情報の提供
第一節 認定匿名加工医療情報作成事業者に対する医療情報の提供(第五十二条第一項～第五十六条)	二 第一項第二号に該当する医療情報 当該医療情報に含まれる個人識別符号の全部を削除することと(当該個人識別符号を復元することとのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む)。
第二節 認定仮名加工医療情報作成事業者に対する医療情報の提供(第五十七条第一項～第五十八条)	二 第一項第二号に該当する医療情報 当該医療情報に含まれる個人識別符号の全部を削除することと(当該個人識別符号を復元することとのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む)。
第七章 監督(第五十九条第一項～第六十一条)	三 第二項第五項中「第四十四条」を「第六十八条」と改め、同条に次の二項を加える。
第八章 雑則(第六十二条第一項～第六十七条)	四 第二項第一号中「第四十四条から第四十六条まで」を「第六十八条から第七十条まで」に改め、同項第一号中「規定の」を加え、同項第一号中「第四十四条から第四十六条まで」を「第六十八条から第七十条まで」に改め、同項第二号中「第四十六条の二又は第四十七条」を「第五十五条第二項(第五十八条ににおいて準用する場合を含む)」に改め、同条を第七十五条とする。
第九章 罰則(第六十八条第一項～第七十五条)	五 第二項第一号中「第四十四条、第四十五条、第四十六条(第四号)第三十七条规定の」を第一項、第三項及び第四項並びに第三十四条を第六十八条、第六十九条、第七十条(第六号(第六十一条)に、「及び第二項を」「第二項(第五十五条第一項(第五十五条(第二項を除く)及び第五十六条に係る部分を除く)、第三項、第四項及び第七項に、「第四十六条の二を」「第七十一条に、「第二号を」「第二号から第五号までに改め、同条を第七十三条とする。
附則	六 この法律において「匿名加工医療情報作成事業」とは、医療分野の研究開発に資するよう、医療情報を整理し、及び加工して匿名加工医療情報(匿名加工医療情報データベース等(匿名加工医療情報を含む情報の集合物であつて、特定の匿名加工医療情報を電子計算機を用いて検索することができるよう、体的に構成したものその他の特定の匿名加工医療情報を容易に検索することができるよう、体的に構成したものとして政令で定めるものをいう。第三十条第一項において同じ)を構成するものに限る。以下同じ。)を作成する事業をいう。
第一節 認定匿名加工医療情報作成事業者(第九条第一項～第十七条)	七 この法律において「仮名加工医療情報」を「医療情報、匿名加工医療情報、仮名加工医療情報等」に改める。
第二節 匿名加工医療情報取扱事業者及び匿名加工医療情報等の取扱いに関する規制(第十八条第一項～第二十九条)	八 この法律において「仮名加工医療情報」を「医療情報、匿名加工医療情報、仮名加工医療情報等」に改める。
第三節 匿名加工医療情報取扱事業者(第三十条)	九 この法律において「仮名加工医療情報」とは、次の各号に掲げる医療情報の区分に応じて当該
第四節 匿名医療保険等関連情報等との連結(第三十一条～第三十二条)	医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部を改正する法律案

官報 (号外)

四条第一項、第二十五条、第二十六条、第二十七条第一項、第二十八条第一項、第二十九条、第三十一条第一項、第五十五条に、「第三十四条」を「第五十六条」に改め、同条第六項中「第二項、第四項」を「から第四項まで」に、「前項」を「前三項」に、「第三項」を「第五項」に、「若しくは第二項」を「から第四項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「第三十条第一項」を「第五十二条第一項」に改め、「第二項」の下に「規定」を加え、「第三十一条第一項」を「第五十三条第一項」に、「又は第三十二条を「若しくは第五十四条の規定（これらの規定を第五十八条において準用する場合を含む。）又は第五十七条第一項若しくは第二項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「第十八条第三項」を「第三十条第一項」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 主務大臣は、連結可能匿名加工医療情報利用者が第三十二条第一項の規定又は同条第二項において準用する第二十条から第二十二条までの規定に違反していると認めるときは、その者に對し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第三十二条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、「認定匿名加工医療情報作成事業者」の下に「認定仮名加工医療情報作成事業者、認定仮名加工医療情報利用事業者」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項中「第二十三条第二項の規定又は第二十九条」を「第二十四条第二項、第三十条第二項、第四十六条第一項、第四十七条（第三項を除く。）、第四十八条第五項を除く。」、第四十九条第一項若しくは第五十条第一項の規定又は第五十一条に、「第十七条第一項、第十八条第一項若しくは第二項、第十九条から第二十一条ま

一項若しくは第二十七條を「第二十条から第二十二条まで、第二十五条、第二十六条若しくは第二十七条に改め、同項を同条第四項とし、同条第十九条」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項に、「第三項」を「第五項」に、「若しくは第二項」を「から第四項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「第三十条第一項」を「第五十二条第一項」に改め、「第二項」の下に「規定」を加え、「第三十一条第一項」を「第五十三条第一項」に、「又は第三十二条を「若しくは第五十四条の規定（これらの規定を第五十八条において準用する場合を含む。）又は第五十七条第一項若しくは第二項」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

2 主務大臣は、認定仮名加工医療情報作成事業者（外国取扱者を除く。）が第三十四条第一項、第三十五条（第五項を除く。）、第三十六条第二項、第三十七条第一項、第三十八条第一項若しくは第三十九条第一項の規定、第四十条において準用する第二十条から第二十二条まで、第二十五条、第二十六条若しくは第二十七条の規定又は第五十五条、第二十六条若しくは第二十七条第一項を「第五十三条第一項」とし、同条の次に次の一節を加える。

第三十四条第一号中「第三十条第一項」を「第五十二条第一項」に改め、同条第二号中「第三十一条第一項」を「第五十三条第一項」に改め、第四章中第一項を「第五十六条」とし、同条の次に次の一節を加える。

第三十四条第一号中「第三十条第一項」を「第五十二条第一項」に改め、「第二項」の下に「規定」を加え、「第三十一条第一項」を「第五十三条第一項」に改め、「又は第五十八条において準用する第五十五条（第二項を除く。）若しくは第五十六条の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 主務大臣は、認定仮名加工医療情報利用事業者（外国取扱者を除く。）が第四十二条（第四項を除く。）若しくは第四十三条第一項の規定又は第五十四条において準用する第二十条から第二十二条まで、第二十六条若しくは第二十七条の規定又は第五十五条、第二十六条若しくは第二十七条第一項を「第五十三条第一項」とし、同条の次に次の一節を加える。

第三十四条第一号中「第三十条第一項」を「第五十二条第一項」に改め、「第二項」の下に「規定」を加え、「第三十一条第一項」を「第五十三条第一項」に改め、「又は第五十八条において準用する第五十五条（第二項を除く。）若しくは第五十六条の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

三 認定仮名加工医療情報作成事業者に提供される医療情報の項目
四 認定仮名加工医療情報作成事業者に提供される医療情報の取得の方法
五 認定仮名加工医療情報作成事業者への提供の方法
六 本人又はその遺族からの求めに応じて当該本人が識別される医療情報の認定仮名加工医療情報作成事業者への提供を停止すること。
七 本人又はその遺族からの求めを受け付ける方法
八 その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして主務省令で定める事項
2 医療情報取扱事業者は、前項第一号に掲げる事項に変更があつたとき又は同項の規定による医療情報の提供をやめたときは遅滞なく、同項第三号から第五号まで、第七号又は第八号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、主務省令で定めるところにより、本人に通知するとともに、主務大臣に届け出なければならない。
3 主務大臣は、第一項の規定による届出があつたときは、主務省令で定めるところにより、当該届出に係る事項を公表しなければならない。
前項の規定による届出があつたときも、同様とする。

（準用）
第五十八条 第五十三条から第五十六条までの規定は、医療情報取扱事業者による認定仮名加工医療情報作成事業者に対する医療情報の提供について準用する。この場合において、第五十三条第一項中「前条第一項」とあるのは「第五十七条第一項」と、第五十四条第一項、第五十五条

第三十五条第一項中「認定匿名加工医療情報作成事業者」の下に「認定仮名加工医療情報作成事業者、認定仮名加工医療情報利用事業者」を加え、「第八十三条、第四十一条又は第四十五条」に改め、同条を第六十条とする。

第三十五条第一項中「認定匿名加工医療情報作成事業者」の下に「認定仮名加工医療情報利用事業者」を加え、「第八十三条、第四十一条又は第四十五条」に改め、同条を第六十条とする。

第一項及び第五十六条第一号中「第五十一条第一項」とあるのは「第五十七条第一項」と読み替えるものとする。

第三十二条第一項中「第三十条第一項」を「第五十二条第一項」に改め 同条を第五十五条とす
る。

第十二条第一項に改め、同条を第五十四条とし、第三十一条を第五十三条とする。

七条第一項を加え、同項第一号中第三十三条第一項第一号を「第五十五条第一項第一号及び第五十七条第一項第一号」に改め、同条を第五十二条とし、第四章中同条の前に次の節名を付する。

第一節 認定匿名加工医療情報作成事業者に対する医療情報の提供

第九条第二項 四号	第九条第二項 四号	次項各号
医療情報、匿名加工医療情報から削除した 用いた医療情報から削除した	医療情報、匿名加工医療情報から削除した 用いた医療情報から削除した	次項各号

医療情報、匿名加工医療情報の作成に用いた医療情報から削除した記述等及び個人識別符号、第十九条第一項又は第四十七条第一項の規定により行つた加工の方法に関する情報並びに匿名加工医療情報(以下「匿名加工医療情報」という。)

医療情報等(第四十五条に規定する医療情報等をいう。以下同じ。)

次項第一号 第二号 及び第四号
医療情報等 第四十五条に規定する
医療情報等をいう。以下同じ。)

九

第九条第三項第
三号及び第四
号、第十一条第
九項、第十二条
第二項、第十三
条第二項、第十
六条第一項及び
第二項、第二十
箇名加工医療情報等

医療情報報等

ANSWER

第二十六条	第五号	第一項	第十六條第一項	第十條第一項	第二十三 条まで、第二十 五条、第二十六 条並びに第二十 九条第一項
第二十五条	第五号	第一項	第十六條第一項	第十條第一項	第二十三 条まで、第二十 五条、第二十六 条並びに第二十 九条第一項
第二十四条	第五号	第一項	第十六條第一項	第十條第一項	第二十三 条まで、第二十 五条、第二十六 条並びに第二十 九条第一項
第二十三条	第五号	第一項	第十六條第一項	第十條第一項	第二十三 条まで、第二十 五条、第二十六 条並びに第二十 九条第一項

同条第二項第二号から第五号まで	第一号	第九条第三項各号	第九条第三項から第五項まで	第二十八条第一項	第六十一条第一項	同条第一項	ならない		

				前条第二項第四号又は第五号
			第一号及び第二号	第九条第三項(第二号を除く四項及び第五項)
	第九条第三項第一号、第三号 四号	第四十九条第一項の規定に違反名加工医療情報を提供し、五十条第一項	第六十一条第四項	第六十一条第四項
同条第四項	ならない。ただし、当該認定報等取扱受託事業者が、認定工医療情報作成事業者、認定工医療情報作成事業者(第三項に規定する認定仮名加工情報作成事業者をいう。以下において同じ。)又は他の認定報等取扱受託事業者から当該報等の取扱いの全部又は一部を受けた場合であつて、主務大臣が當該旨を当該認定匿名加工医療作成事業者、認定仮名加工医療作成事業者又は他の認定医療取扱受託事業者に通知したとの限りでない			

官 報 (号 外)

第三章第三節中第二十九条を第五十一条とす
る。

第二十八条中「認定匿名加工医療情報作成事業者」の下に「又は認定仮名加工医療情報作成事業者」を加え、「医療情報等又は匿名加工医療情報を」、「医療情報、匿名加工医療情報若しくは仮名加工医療情報の作成に用いた医療情報から削除した記述等若しくは個人識別符号、第十九条第二項第三十五条第一項、第四十七条第一項若しくは第四十八条第一項の規定により行つた加工の方
法に関する情報、匿名加工医療情報又は仮名加工医療情報（以下「医療情報等」という。）」に改め、同条を第四十五条とし、同条の次に次の五条を加え。

（利用目的による制限）

合は、当該医療情報等取扱受託事業者が医療分野の研究開発に資するためには、提供されたものであるという趣旨に反することのないよう、前条の認定に係る事業（以下「認定医療情報等取扱受託事業」という。）の目的の達成に必要な範囲を超えて当該医療情報を取り扱ってはならない。

前項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人命の救助、災害の救援その他非常の事態への対応のため緊急の必要がある場合

（匿名加工医療情報の作成等）

第四十七条 認定医療情報等取扱受託事業者は、

条第一項の主務省令で定める

第四十六条 前条の認定を受けた者（以下「認定医療情報等取扱受託事業者」という。）は、第二十二条第一項若しくは第二項又は第三十七条第一項若しくは第二項の規定により医療情報の取扱いの全部又は一部の委託又は再委託を受けた場合に、

場合を除くほか、認定医療情報等取扱受託事業

反することのないよう、前条の認定に係る事業（以下「認定医療情報等取扱受託事業」という。）の目的の達成に必要な範囲を超えて当該医療情報を取り扱つてはならない。

適用しない

第四十七条 認定医療情報等取扱受託事業者は、

令和五年五月十七日 參議院會議錄第二十三号

2 認定医療情報等取扱受託事業者は、匿名加工医療情報等取扱受託事業者と同様に、第一項の主務省令で定める基準に従い、医療情報を加工しなければならない。

3 個人情報の保護に関する法律第四十三条の規定は、認定医療情報等取扱受託事業者が第一項の規定により匿名加工医療情報を作成する場合についても、適用しない。

(仮名加工医療情報の作成等)

第四十八条 認定医療情報等取扱受託事業者は、前項の規定により仮名加工医療情報を作成したときは、第三十五条第一項の主務省令で定める基準に従い、医療情報を加工しなければならない。

2 認定医療情報等取扱受託事業者は、仮名加工医療情報を作成するときは、第四十六条の規定にかかるかわらず、法令に基づく場合を除くほか、認定医療情報等取扱受託事業者の目的の達成に必要な範囲を超えて当該仮名加工医療情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工医療情報を他の情報と照合してはならない。

3 認定医療情報等取扱受託事業者は、認定医療情報等取扱受託事業に関し管理する仮名加工医療情報を作成して自ら当該仮名加工医療情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工医療情報の作成に用いられた医療情報に係る本人を識別するため、当該仮名加工医療情報を他の情報と照合してはならない。

4 認定医療情報等取扱受託事業者は、認定医療情報等取扱受託事業者と同様に、第一項の主務省令で定める基準に従い、医療情報を加工しなければならない。

二 認定医療情報等取扱受託事業者が第三十七条第二項の規定により仮名加工医療情報の取扱いの全部又は一部を再委託することに伴つて当該仮名加工医療情報が提供される場合

(医療情報の第三者者提供の制限)

第五十条 認定医療情報等取扱受託事業者は、次に掲げる場合を除くほか、第二十四条第一項若しくは第二項又は第三十七条第一項若しくは第二項の規定によりその取扱いの全部又は一部の委託又は再委託をされた医療情報を第三者者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人命の救助、災害の救援その他非常の事態への対応のため緊急の必要がある場合

三 第二十四条第一項の規定による委託をした認定匿名加工医療情報作成事業者、第三十七条第一項の規定による委託をした認定仮名加工医療情報作成事業者又は第二十四条第二項若しくは第三十七条第二項の規定による再委託をした認定医療情報等取扱受託事業者に対して当該委託又は再委託に伴い提供された医療情報を探求する場合

2 次に掲げる場合において、当該医療情報の提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

一 次条において準用する第十一条第一項、第二項又は第四項から第六項までの規定による事業譲渡その他の事由による事業の承継に伴つて医療情報が提供される場合

二 認定医療情報等取扱受託事業者が第二十四条第二項又は第三十七条第二項の規定により医療情報の取扱いの全部又は一部を再委託す

官報(号外)		第六十一条第一項 第六十二条第一項	
第五号	第六十二条第一項	第五号	第六十二条第一項
第九条第二項第 四号	医療情報、匿名加工医療情報の作成に 用いた医療情報から削除した記述等及 び個人識別符号、第十九条第一項又は 第四十七条第一項の規定により行つた 加工の方法に関する情報並びに匿名加 工医療情報(以下「匿名加工医療情報 等」という。)	匿名加工医療情報等(第三十七条第 一項に規定する匿名加工医療情報等 をいう。以下同じ。)	匿名加工医療情報利用事業者及び提 供匿名加工医療情報の表の上欄に掲 げる規定中同表の中欄に掲げる 字句は、それぞれ同表の下欄に掲 げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替え は、政令で定める。
第九条第三項第 二号	匿名加工医療情報作成事業 一号ハ	匿名加工医療情報作成事業	匿名加工医療情報
第九条第三項第 三号及び第四 号、第十一条第 九項、第十二条 第二項、第十三 三条号、第十一 条第一項及び 第二項、第二十 三条から第二十三 条まで、第二十 五条、第二十六 条並びに第二十 九条第一項	匿名加工医療情報等	匿名加工医療情報	第三十五条第一項若しくは第四十八条 第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該提供匿名加工医療情 報を他の情報と照合してはならない。 第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該提供匿名加工医療情 報を他の情報と照合してはならない。
第十六条第一項 第二十八条第一項	第三十六条第二項の規定に違反して 仮名加工医療情報を提供し、又は第 三十九条第一項	2 認定仮名加工医療情報利用事業者は、提供仮 名加工医療情報を取り扱うに当たっては、当該 提供仮名加工医療情報の作成に用いられた医療 情報に係る本人を識別するために、当該医療情 報から削除された記述等若しくは個人識別符号 の法令上これに相当する行為を含む)を受け 取扱いに関する規制	2 認定仮名加工医療情報利用事業者は、提供仮 名加工医療情報を取り扱うに当たっては、当該 提供仮名加工医療情報の作成に用いられた医療 情報に係る本人を識別するために、当該医療情 報から削除された記述等若しくは個人識別符号 の法令上これに相当する行為を含む)を受け 取扱いに関する規制

官 報 (号 外)

二 次に掲げる場合において、当該提供(仮名加工医療情報の提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。)	一 次条において準用する第十一条第一項、第二項又は第四項から第六項までの規定による事業譲渡その他の事由による事業の承継に伴つて提供(仮名加工医療情報が提供される場合)	二 他の認定(仮名加工医療情報利用事業者との	第三項から第五項まで、第十一条から第十七条まで、第二十六条及び第二十九条の規定は、第四十一条の認定(准用)及び認定(仮名加工医療情報利用事業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。)	第四十四条 第九条第二項(第三号を除く。)及び第三項から第五項まで、第十一条から第十七条まで、第二十六条及び第二十九条の規定は、第四十一条の認定(准用)及び認定(仮名加工医療情報利用事業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。	間で共同して利用される提供(仮名加工医療情報が当該他の認定(仮名加工医療情報利用事業者に提供される場合
第九条第三項第一号、第十六条第三項第一項並びに第二十三条	匿名加工医療情報等	匿名加工医療情報作成事業	提供(仮名加工医療情報(第四十二条第一項に規定する提供(仮名加工医療情報をいう。以下同じ。)の利用	提供(仮名加工医療情報	間で共同して利用される提供(仮名加工医療情報が当該他の認定(仮名加工医療情報利用事業者に提供される場合
第九条第三項第一号、第十六条第三項第一号、第十六条第三項第一項並びに第二十三条	匿名加工医療情報等	匿名加工医療情報を取得し、並びに整理し、及び加工して匿名加工医療情報を適確に作成し、及び提供する	提供(仮名加工医療情報を適確に利用する	当該事業	間で共同して利用される提供(仮名加工医療情報が当該他の認定(仮名加工医療情報利用事業者に提供される場合

審査報告書

著作権法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和五年五月十六日

文教科学委員長 高橋 克法

参議院議長 尾辻 秀久殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、著作物等の公正な利用を図るとともに著作権等の適切な保護に資するため、立法又は行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合等に著作物等の公衆送信等を可能とする措置、著作物等の利用の可否に係る著作権者等の意思が確認できない場合の著作物等の利用に関する裁定制度を創設する等の措置及び著作権等の侵害に対する損害賠償額の算定の合理化を図る措置について定めようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

本法施行のため、別に費用を要しない。

二、新たな裁判制度の具体化に当たっては、現行の裁判制度の現状を踏まえ、手続の簡素化に留意し、制度の利用に繋がるよう努めること。また、権利者の意思表示の確認に係る要件について明確さを旨として定めるとともに、意思表示をしていない権利者の権利保護が図られるよう、裁判手続を進める過程においても、意思表示を待つだけに留まらず、不斷に権利者の探索・アプローチを進める方策に努めること。

三、登録確認機関が行う未管理公表著作物等の使用料相当額の算出に当たっては、利用者の負担を軽減の観点から、利用者が使用料相当額を算定しやすい簡便な仕組みとともに、著作物等の利用形態に応じた一般的な使用料等の相場を踏まえた適切な額とするよう努めること。

四、著作物等の利用に係る利便性の向上とともに、権利者への適切な対価還元を図る本法の趣旨を踏まえ、登録確認機関の登録及び指定補償金管理機関の指定に当たり、それぞれの機関が権利者及び利用者の意見を適切に反映した運営が確保されるよう留意すること。

五、分野横断権利情報検索システムは新たな裁判制度において権利者の探索に重要な役割を果たすことを踏まえ、政府は、分野横断権利情報検索システムの構築に当たって、著作権等管理事業者が保有する既存のデータベースとの連携等の実務の補助となるマニュアル等の普及に努めるこ

とを踏まえ、著作物が容易に作成されるようになつたことを踏まえ、著作者の権利の保護に向けた取組・体制の強化を図ること。また、生成AIの開発と利用が急速に進む中、その学習行為において用いられる著作物について、著作権者の許諾が必要とされる著作権法第三十条の四における「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」の解釈の更なる明確化、権利者側に対付

六、海賊版による著作権侵害に対する損害賠償額

として認定されるライセンス料相当額の考慮要素の明確化については、侵害行為の抑止の観点から、損害賠償額が適正な額となるよう制度の趣旨の周知を図ること。

七、海賊版サイトについては、運営主体の多くが海外に拠点をもつてていることから、その取締りに当たっては、日本国内のみならず国際的な連携・協力の強化など、海外での不正流通防止に向けた対策に積極的に取り組むこと。

八、メタバースや非代替性トークン(NFT)等、デジタルトランスフォーメーション(DX)の進展が著作物等の創作・流通・利用を取り巻く環境に大きな影響を与えていることを踏まえ、著作物等の一層の利用の円滑化及びそれに伴う著作権者の権利保護の在り方等、著作権制度の議論を加速させること。

九、DXの進展により、著作物の創作又は利用を本來の職業としない者が著作物の提供者あるいは著作物の利用者となる機会が増えたことを踏まえ、著作権等に関する法律知識の周知や契約実務の補助となるマニュアル等の普及に努めるこ

と。

十、A-I技術の進展により、他者の著作物を使用した創作物が容易に作成されるようになつたことを踏まえ、著作者の権利の保護に向けた取組・体制の強化を図ること。また、生成AIの開発と利用が急速に進む中、その学習行為において用いられる著作物について、著作権者の許諾が必要とされる著作権法第三十条の四における「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」の解釈の更なる明確化、権利者側に対付

七、著作権法の一部を改正する法律案

とを踏まえ、生成AIをめぐる著作権法上の諸課題について議論を進めること。加えて、著作権に対する意識の醸成及び教育機会の更なる充実を図ること。

右決議する。

著作権法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

令和五年四月十八日

参議院議長 細田 博之

衆議院議長 尾辻 秀久殿

著作権法の一部を改正する法律案

著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の一部

目次中「第六章 紛争処理 第百五条 第百十一

条」を「第六章 裁定による利用に係る指定補償

金管理機関 第一百四十四条の四十七) 第一百二十四条」を「第七章 紛争処理(第百五条 第百十一

条)」を「第七章 紛争処理(第百五条 第百十一

条)」に、「第八章」を「第九章」に、「第一百二十四

条」を「第一百二十五条」に改める。

第一六条の二第二項第二号及び第三十条の三

中「第六十七条第一項」の下に「第六十七条の三

第一項」を加え、「第六十九条」を「第六十九条第一

項」に改める。

官 報 (号 外)

附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、著作物等の利用に関する新たな裁判制度は、著作権等管理事業者による集中管理がされていない著作物等を対象としており、これらの権利者は個人で活動するクリエイターなどが多く含まれることを踏まえ、特に本制度の利用の契

第四十条の見出し中「政治上」を「公開」に改め、同条第一項中「及び裁判手続」を「並びに裁判手続及び行政審判手続」に、「を含む。第四十二条第一項」を「をいう。第四十二条の二」に改める。

第四十二条の次に次の二条を加える。

(裁判手続における複製等)

第四十二条の二 著作物は、裁判手続及び行政審判手続のために必要と認められる場合には、その必要と認められる限度において、複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不當に害することとなる場合は、この限りでない。

2 著作物は、特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)その他政令で定める法律の規定による行政審判手続であつて、電磁的記録を用いて行い、又は映像若しくは音声の送受信を伴つて行うもののために必要と認められる限度において、公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この項、次条及び第四十二条の二第二項において同じ。)を行い、又は受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその公衆送信又は伝達の態様に照る限りでない。

第四十二条の見出しを「(立法又は行政の目的のための内部資料としての複製等)」に改め、同条第一部資料を利用する者との間で公衆送信を行い、若しくは受信装置を用いて公に伝達する」に改め、

同項ただし書中「一部数及び」の下に「その複製、公衆送信又は伝達の」を加え、同条第二項を削る。

第四十二条の三を第四十二条の四とし、第四十二条の二を第四十二条の三とし、第四十二条の次に次の二条を加える。

(審査等の手続における複製等)

第四十二条の二 著作物は、次に掲げる手続のために必要と認められる場合には、その必要と認められる限度において、複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不當に害することとなる場合は、この限りでない。

一 行政手続の行う特許、意匠若しくは商標に関する審査、実用新案に関する技術的な評価又は国際出願(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律昭和五十三年法律第三十号)等に関する法律(昭和五十三年法律第三十号)第二条に規定する国際出願をいう。)に関する国際調査若しくは国際予備審査に関する手続

二 行政手続の行う品種・種苗法(平成十年法律第八十三号)第二条第二項に規定する品種をいう。)に関する審査又は登録品種(同法第二十条第一項に規定する登録品種をいう。)に関する調査に関する手続

三 行政手続の行う特定農林水産物等(特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(平成二十六年法律第八十四号)第二条第二項に規定する特定農林水産物等をいう。以下この号において同じ。)についての同法第六条の登録又は登録の指定に関する手続

四 行政手続若しくは独立行政法人の行う薬事

(医療機器(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第四項に規定する医療機器をいう。)及び再生医療等製品

(同条第九項に規定する再生医療等製品をいう。)に関する事項を含む。以下この号において同じ。)に関する審査若しくは調査又は行政

手続若しくは独立行政法人に対する薬事に関する報告に関する手続

五 前各号に掲げるもののほか、これらに類するものとして政令で定める手続

2 著作物は、電磁的記録を用いて行い、又は映像若しくは音声の送受信を伴つて行う前項各号に掲げる手続のために必要と認められる場合には、その必要と認められる限度において、公衆送信を行い、又は受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不當に害することとなる場合は、この限りでない。

第六十七条第一項中「は、著作権者の不明その他の理由により相当な努力を払つてもその著作権者と連絡することができない場合として政令で定める場合」を「(以下この条及び第六十七条の三第二項において「公表著作物等」という。)を利用してようとする者は、次の各号のいずれにも該当するとき」に、「その裁定に係る利用方法により」を「当該

条まで」を「、第四十二条の二第一項、第四十二条の四とし、第四十二条の二第二項」を加える。

第六十七条第一項中「は、著作権者の氏名又は名称及び住所又は居所その他の著作権者と連絡するための措置をとつたにもかかわらず、著作権者が定めるものをとり、かつ、当該措置により取得した権利者情報その他の保有する全ての権利者情報に基づき著作権者と連絡するための措置をとつたにもかかわらず、著作権者と連絡することができなかつたこと。

二 著作者が当該公表著作物等の出版その他の利用を廃絶しようとしていることが明らかでないこと。

第六十七条第二項中「この項及び次条」を「このの下に「第四十二条の二第一項」を加え、同

項第三号中「第三十二条」の下に「若しくは第四十二条」を、「第四十二条の二第一項」の下に「第四十二条の二第二項」を加える。

第四十九条第一項第一号中「から第四十二条の二第二項、第四十二条の二第一項、第四十二条の二第二項」を「、第四十二条の二第一項、第四十二条の二第二項」を加える。

第四十二条の四とし、第四十二条の二第二項の二まで」を「、第四十二条の二第一項、第四十二条の二第二項、第四十二条の二第一項」を加える。

第四十二条の二第二項の二第一項、第四十二条の二第二項、第四十二条の二第一項、第四十二条の二第二項」を「、第四十二条の二第一項、第四十二条の二第二項」を加える。

官報(号外)

<p>節に、「著作物」を「公表著作物等」に改め、同条第三項中「裁定」の下に「(以下この条及び次条において「裁定」という。)」を加え、「著作物の利用方法その他政令で定める事項」を「裁定に係る著作物の題号、著作者名その他の当該著作物を特定するため必要な情報、当該著作物の利用方法、補償金の額の算定の基礎となるべき事項その他の文部科学省令で定める事項」に、「著作権者と連絡することができないことを疎明する資料その他政令で定める資料」を「次に掲げる資料」に改め、同項に次の各号を加える。</p> <p>一 当該著作物が公表著作物等であることを疎明する資料</p> <p>二 第一項各号に該当することを疎明する資料</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、文部科学省令で定める資料</p> <p>第六十七条第四項中「同項」を削り、同項を同条第十項とし、同条第三項の次に次の六項を加える。</p> <p>4 裁定を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。ただし、当該者が国であるときは、この限りでない。</p> <p>5 裁定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 当該裁定に係る著作物の利用方法</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、文部科学省令で定める事項</p> <p>6 文化庁長官は、裁定をしない处分をするときは、あらかじめ、裁定の申請をした者(次項及び次条第一項において「申請者」という。)にその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えないなければならない。</p>	
<p>7 文化庁長官は、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める事項を申請者に通知しなければならない。</p> <p>一 裁定をしたときは 第五項各号に掲げる事項及び当該裁定に係る著作物の利用につき定めた補償金の額</p> <p>二 裁定をしない処分をしたとき その旨及びその理由</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、文部科学省令で定める資料</p> <p>第六十七条第五項第一号に掲げる事項</p> <p>9 文化庁長官は、前項の規定による公表に必要と認められる限度において、裁定に係る著作物を利用することができます。</p> <p>二 第五項第一号に掲げる事項</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、文部科学省令で定める事項</p> <p>第六十七条の二第一項中「前条第一項の裁定(以降第六十七条第一項に規定する裁定を除く。)」を「(以下この条において単に「裁定」という。)」の申請をした者」を「申請者」に改め、同条に次の二項を加える。</p> <p>10 文化庁長官は、申請中利用者から裁定の申請を取り下げる旨の申出があつたときは、裁定をしない処分をするものとする。この場合において、前条第六項の規定は、適用しない。</p> <p>第六十七条の二の次に次の二項を加える。</p> <p>(未管理公表著作物等の利用)</p> <p>第六十七条の三 未管理公表著作物等を利用しよう</p>	
<p>うとする者は、次の各号のいずれにも該当するときは、文化庁長官の裁定を受け、かつ、通常の使用料の額に相当する額を考慮して文化庁長官が定める額の補償金を著作権者のために供託して、当該裁定の定めるところにより、当該未管理公表著作物等を利用することができる。</p> <p>一 当該未管理公表著作物等の利用の可否に関する著作権者の意思を確認するための措置として文化庁長官が定める措置をとつたにもかかわらず、その意思の確認ができなかつたこと</p> <p>二 著作者が当該未管理公表著作物等の出版その他他の当該著作物を特定するために必要な情報で定める事項</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、文部科学省令で定める事項</p> <p>第六十七条第四項及び第六項から第十項までの規定は、裁定について準用する。この場合において、同条第七項第一号中「第五項各号」とあるのは「第六十七條の三第四項各号」と、同条第八項第二号中「第五項第一号」とあるのは「第六十七條の三第四項第一号及び第二号」と読み替えるものとする。</p> <p>4 裁定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 当該裁定に係る著作物の利用方法</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、文部科学省令で定める事項</p> <p>6 第六十七条第四項及び第六項から第十項までの規定は、裁定について準用する。この場合において、同条第七項第一号中「第五項各号」とあるのは「第六十七條の三第四項各号」と、同条第八項第二号中「第五項第一号」とあるのは「第六十七條の三第四項第一号及び第二号」と読み替えるものとする。</p> <p>7 裁定に係る著作物の著作権者が、当該著作物の著作権の管理を著作権等管理事業者に委託すること、当該著作物の利用に関する協議の求めを受け付けるための連絡先その他の情報を公表することその他の当該著作物の利用に関し当該裁定を受けた者からの協議の求めを受け付けるために必要な措置を講じた場合には、文化庁長官は、当該著作権者の請求により、当該裁定を取り消すことができる。この場合において、文</p>	
<p>れを文化庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一 当該著作物が未管理公表著作物等であることを疎明する資料</p> <p>二 第一項各号に該当することを疎明する資料</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、文部科学省令で定める資料</p> <p>第六十七条第五項第一号に掲げる事項</p> <p>9 文化庁長官は、前項の規定による公表に必要と認められる限度において、裁定に係る著作物を利用することができます。</p> <p>二 第五項第一号に掲げる事項</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、文部科学省令で定める事項</p> <p>第六十七条の二第一項中「前条第一項の裁定(以降第六十七条第一項に規定する裁定を除く。)」を「(以下この条において単に「裁定」という。)」の申請をした者」を「申請者」に改め、同条に次の二項を加える。</p> <p>10 文化庁長官は、申請中利用者から裁定の申請を取り下げる旨の申出があつたときは、裁定をしない処分をするものとする。この場合において、前条第六項の規定は、適用しない。</p> <p>第六十七条の二の次に次の二項を加える。</p> <p>(未管理公表著作物等の利用)</p> <p>第六十七条の三 未管理公表著作物等を利用しよう</p>	

令和五年五月十七日 參議院会議録第二十三号

著作権法の一部を改正する法律案

存しなかつたとき

「、第四十一条の二第一項」を、「第四十二条」の下に、「第四十二条の二第一項」を加え、同条第九項第一号中「から第四十二条の三まで」を、「第四十二条の二第二項、第四十二条、第四十二条の二第一項、第四十二条の三、第四十二条の四」に改め

（第四百三十三条中「について、第六十七条」の下に「（第二項第二号を除く。）」を加え、「（第三項から第五項までを除く。）」を削り、「第六十八条、第七十条（第四項第一号及び第七項を除く。）」を「第六十一条（第一項第二号を除く。）、第七十条、第七十二条（第二号に係る部分に限る。）、第七十三条（第七十三条及び第七十四条第三項及び第四項の規定は実演、レコード、放送又は有線放送の利用の可否に係る著作隣接権者の意思の確認ができない場合におけるこれらの利用について、第六十八条（第一項第二号を除く。）、第七十条に改め

第一百二十二条の三 第百四条の四十五第二項の規定による確認等事務の停止の命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第一百二十二条の二を第一百二十二条の三とし、第一百二十二条の次に次の一条を加える。

第一百二十二条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第百四条の二十七又は第一百四条の四十の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保

第一百二十五条 第百四条の三十九第一項の規定に違反して財務諸表等を作成せず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは記録せばず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、若しくは財務諸表等を備え置かず、又は正当な理由がないのに同条第二項の規定による請求を拒んだときは、当該違反行為をした者は、二十万円以下の過料に処する。

第八章を第九章とする。

三 檜検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
四 第百四条の三十第一項又は第百四条の四十二項の二第一項の許可を受けないで、補償金管理業務又は確認等事務を廃止したとき。

第一百二十四条第一項第一号中「第百二十二条の二第一項」を「第百二十二条の三第一項」に改め、同項第二号中「又は第百二十条から第百二十二条の二まで」を「第百二十条から第百二十二条の二まで」又は第百二十二条に改め、同条第四項中「第百二十二条の二第一項」を「第百二十二条の三第一項」に改める。

信可能化を含む。」の下に「同号において「侵害組成物公衆送信」という。」を加え、「その譲渡した物の数量又はその公衆送信が公衆によつて受信される」とにより作成された著作物若しくは実演等の複製物(以下この項において「受信複製物」という。)の数量(以下この項において「譲渡等数量」という。)に、著作権者等がその侵害の行為がなければ販売

第一百四條中第五項を第六項とし
に次の二項を加える。
第四項の次

が、その著作権、出版権又は著作隣接権の行使をし得たと認められない場合を除く。)におけるこれらの数量に応じた当該著作権、出版権又は著作隣接権の行使につき受けるべき金

数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、著作権者等の当該物に係る販売その他の行為を行う能力に応じた額を超えない限度において」を「次の各号に掲げる額の合計額を」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

一 譲渡等数量(侵害者が譲渡した侵害作成物及び侵害者が行つた侵害組成公衆送信を公衆が受信して作成した著作物又は実演等の複製物(以下この号において「侵害受信複製物」という。)の数量をいう。次号において同じ。)のうち販売等相応数量(当該著作権者等が当該侵害作成物又は当該侵害受信複製物を販売するとした場合にその販売のために必要な行為を行う能力に応じた数量をいう。同号において同じ。)を超えない部分(その全部又は一部に相当する数量を当該著作権者等が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量(同号において「特定数量」という。)を控除した数量に、著作権者等がその侵害の行為がなければ販売することができた物の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額

二 讓渡等数量のうち販売等相応数量を超える数量又は特定数量がある場合(著作権者等

第一百四條中第五項を第六項とし
に次の二項を加える。
第四項の次

第六章 裁定による利用に係る指定補償金
第一節 指定補償金管理機関

(指定)

第一百四条の十八 文化庁長官は、一般社団法人又は一般財團法人であつて、第一百四条の二十に規定する業務(以下この節及び第二百二十二条の二第三号において「補償金管理業務」という。)を適正かつ確実に行なうことができると認められるものを、全国を通じて一個に限り、補償金管理業務を行なう者として指定することができる。

(指定の手続等)

第一百四条の十九 前条の規定による指定(以下「

裁判所は、第一項第二号及び第三項に規定する著作権 出版権又は著作隣接権の行使につき受けるべき金銭の額に相当する額を認定するに当たつては、著作権者等が、自己の著作権、出版権又は著作隣接権の侵害があつたことを前提として当該著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者との間でこれらの権利の行使の対価について合意をするとしたならば、当該著作権者等が得ることとなるその対価を考慮することができる。

第七章を第八章とし、第六章を第七章とし、第五章の次に次の二章を加える。

官 報 (号 外)

の節において「指定」という。)は、補償金管理業務を行おうとする者の申請により行う。

2 指定を受けようとする者は、文部科学省令で

い。定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

一 指定を受けようとする者の名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地

二 その他文部科学省令で定める事項

3 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

一 この法律の規定により罰金の刑に処せら

れ、その執行を終わり、又は執行を受けることなくなつた日から起算して二年を経過し

二 等の四六の三一第一頁は第二四の四六

二 第百四条の三十一第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日か

ら起算して二年を経過しない者

三　その役員のうちには、いかにも階級のいとれかに該当する者があるもの

イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その

執行を終わり、又はその執行を受けること

がなくなつた日から起算して二年を経過しない者

口 第百四条の二十四第一項の規定による命

令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

八 第百四条の三十一第一項又は第二項の規

定による取消しの処分に係る行政手続法第十五...の規定による通知があつた日前六十

日以内に当該取消しを受けた法人の役員で

令和五年五月十七日 参議院会議録第二十二号

著作権法の一部を改正する法律案

4 第一項及び第二項の規定により補償金の支払を受けた指定補償金管理機関は、第六十七条の三第一項の裁定に係る著作権者又は著作隣接権者が受けるべき補償金に相当する額を支払わなければならない。

(著作物等保護利用円滑化事業のための支出)

第五百四条の二十二 指定補償金管理機関は、前条第一項及び第二項並びに同条第三項の規定により読み替えて適用する第六十七条の二第二項及び第五項の規定により支払われた補償金及び担保金の額から前条第三項の規定により読み替えられて適用する第六十七条の二第八項及び前条第四項の規定により著作権者及び著作隣接権者に支払った額を控除した額のうち、著作権者及び著作隣接権者への将来の支障が生じないようすることを旨として、その支払が見込まれる額、補償金管理業務の事務に要する費用その他的事情を勘案して政令で定めるところにより算出した額に相当する額を、著作権及び著作隣接権の保護に関する事業並びに著作物等の利用の円滑化及び創作の振興に資する事業(次項において「著作物等保護利用円滑化事業」という。)のために支出しなければならない。

2 指定補償金管理機関は、著作物等保護利用円滑化事業の内容を決定しようとするときは、当該著作物等保護利用円滑化事業が著作物等の適正な管理の促進に資するものとなるよう、その内容について学識経験者の意見を聴かなければならぬ。

3 文化庁長官は、第一項の政令の制定又は改定する。

の立案をしようとするときは、文化審議会に諮問しなければならない。

(補償金管理業務規程)

第五百四条の二十三 指定補償金管理機関は、補償金管理業務の執行に関する規程(以下この節において「補償金管理業務規程」という。)を定め、

文化庁長官の認可を受けなければならない。こ

れを変更しようとするとても、同様とする。

2 補償金管理業務規程には、補償金管理業務の実施の方法その他文部科学省令で定める事項を定めなければならない。

3 文化庁長官は、第一項前段の認可をしたときは、その旨を官報で告示するものとする。

4 指定補償金管理機関は、前項の規定による告示の日の翌日から補償金管理業務を開始するものとする。

5 文化庁長官は、第一項の認可をした補償金管理業務規程が補償金管理業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定補償金管理機関に対し、その補償金管理業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(役員の選任及び解任)

第五百四条の二十四 指定補償金管理機関の役員の選任及び解任は、文化庁長官の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(報告微収及び立入検査)

第五百四条の二十七 指定補償金管理機関は、補償金管理業務について、文部科学省令で定めるところにより、帳簿を備え、これに文部科学省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(報告微収及び立入検査)

第五百四条の二十八 文化庁長官は、補償金管理業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要な限度において、指定補償金管理機関に対し、補償金管理業務に関し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、指定補償金管理機関の事務所その他必要な場所に立ち入り、

補償金管理業務に關し質問させ、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができるものとする。

2 前項の規定により立入検査の権限は、犯罪の身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(事業計画及び收支予算の認可等)

第五百四条の二十六 指定補償金管理機関は、文部科学省令で定めるところにより、毎事業年度、事業計画書及び收支予算書を作成し、文化庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定補償金管理機関は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事業計画書及び收支予算書を公表しなければならない。

3 指定補償金管理機関は、毎事業年度、文部科学省令で定めるところにより、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、文化庁長官に提出するとともに、公示しなければならない。

(監督命令)

第五百四条の二十九 文化庁長官は、補償金管理業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定補償金管理機関に対し、補償金管理業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(補償金管理業務の廃止)

第五百四条の三十 指定補償金管理機関は、文化庁長官の許可を受けなければ、補償金管理業務を廃止してはならない。

2 文化庁長官は、前項の許可をしたときは、その旨を官報で告示するものとする。

3 指定は、前項の規定による告示があつた日の翌日以後は、その効力を失う。

(指定の取消し等)

第五百四条の三十一 文化庁長官は、指定補償金管理機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すものとする。

一 偽りその他不正の手段により指定を受けたとき。

二 第五百四条の十九第三項第一号又は第三号のいずれかに該当するに至つたとき。

<p>2 文化庁長官は、指定補償金管理機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。</p> <p>一 補償金管理業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。</p> <p>二 第百四条の十九第五項、第一百四条の二十二第一項若しくは第二項、第一百四条の二十五から第一百四条の二十七まで又は前条第一項の規定に違反したとき。</p> <p>三 第百四条の二十三第一項の認可を受けた補償金管理業務規程によらないで補償金管理業務を行つたとき。</p>
<p>四 第百四条の二十三第五項、第一百四条の二十一第二項又は第一百四条の二十九の規定による命令に違反したとき。</p> <p>五 第百四条の二十八第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは資料の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。</p> <p>六 文化庁長官は、前二項の規定により指定を取り消したときは、その旨を官報で告示するものとす。</p> <p>七 指定は、前項の規定による取消しの告示があつた日の翌日以後は、その効力を失う。(廃止の許可又は指定の取消しの場合における経過措置)</p> <p>八 第百四条の三十二 文化庁長官が第一百四条の三十第一項の許可をした場合又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合には</p>
<p>九 (登録確認機関による確認等事務の実施等) 第百四条の三十三 文化庁長官は、その登録を受けた者(以下この節において「登録確認機関」といいう。)に、第六十七条の三第一項(第一百三条において同じ。)の規定による裁定及び補償金の額の決定に係る事務のうち次に掲げるもの(以下この節、第一百二十一条の三及び第一百二十二条の二第二号において「確認等事務」という。)を行わせることができる。</p> <p>十 文化庁長官は、前二項の規定により指定を取り消したときは、その旨を官報で告示するものとす。</p> <p>十一 当該裁定の申請の受付(第一百四条の三十五第二項において「申請受付」という。)に関する事務</p> <p>十二 当該裁定の申請に係る著作物等が未管理公表著作物等に該当するか否か及び当該裁定の申請をした者が第六十七条の三第一項第一号に該当するか否かの確認(以下この条及び第一百四条の三十五第二項において「要件確認」という。)に関する事務</p>
<p>十三 (法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) 二 その他文部科学省令で定める事項</p> <p>一 確認等事務に従事する者のうちに文部科学省令で定める著作権及び著作隣接権の管理に関する経験を有する者が一人以上含まれていること。</p> <p>二 確認等事務に従事する者のうちに使用料相当額算出に必要な知識及び経験として文部科学省令で定めるものを作成する者が一人以上含まれていること。</p> <p>三 第六十七条の三第一項の通常の使用料の額に相当する額の算出(以下この節において「使用料相当額算出」という。)に関する事務</p> <p>四 文化庁長官は、前項の規定により登録確認機関に確認等事務を行わせるときは、確認等事務を行わないものとする。この場合において、文化庁長官は、登録確認機関が次項の規定により送付する書面に記載した要件確認及び使用料相当額算出の結果を考慮して、第六十七条の三第三項の規定による裁定及び補償金の額の決定を行わなければならない。</p> <p>五 登録確認機関は、第六十七条の三第一項の裁定の申請を受け付けたときは、要件確認及び使用料相当額算出を行い、文部科学省令で定めるところにより、当該裁定の申請書及び添付資料に当該要件確認及び使用料相当額算出の結果を記載した書面を添付して、文化庁長官に送付するものとする。</p> <p>六 第七十一条第二号中第六十七条の三第一項に係る部分に限り、第一百三条において準用する場合を含む。の規定は、文化庁長官が第二項後段の規定により補償金の額の決定を行う場合についても適用しない。</p> <p>七 第七十二条第一項中第六十七条の三第一項に係る部分に限り、第一百三条において準用する場合を含む。の規定は、文化庁長官が第二項後段の規定により補償金の額の決定を行う場合についても適用しない。</p> <p>八 第百四条の四十五第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員であつた者でその取消しの日から二年を経過しないものを含む。)</p> <p>九 法人であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>十 登録は、登録確認機関登録簿に、第二項第一号に掲げる事項その他の文部科学省令で定める事項を記載してするものとする。</p>

6 文化庁長官は、登録をしたときは、前項に規定する事項（文部科学省令で定めるものを除く。）を官報で告示するものとする。	7 登録確認機関は、第二項各号に掲げる事項を変更するときは、その二週間前までに、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。	8 文化庁長官は、第六項に規定する事項について前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で告示するものとする。（確認等事務規程）
9 文化庁長官は、算出方法規程を含む確認等事務規程について第一項の認可をしようとするときは、文化審議会に諮問しなければならない。	10 文化庁長官は、算出方法規程を含む確認等事務規程が確認等事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、登録確認機関に對し、その確認等事務規程を変更すべきことを命ずることができる。（確認等事務の実施に係る義務）	11 文化庁長官は、第一項の認可をした確認等事務規程について第一項の認可をしようとするときは、文化審議会に諮問しなければならない。
12 文化庁長官は、第一項の裁定を受けようとする者その他の利害関係人は、登録確認機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該登録確認機関の定めた費用を支払わなければならない。	13 文化庁長官は、確認等事務規程を、公正に、かつ、文部科学省令で定める基準及び前条第一項の認可を受けた確認等事務規程に従つて実施しなければならない。（役員の選任及び解任）	14 文化庁長官は、登録確認機関が法人である場合において、その役員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。（定期報告）
15 登録確認機関は、確認等事務規程（使用料相当額算出の方法に係る部分に限る。次項及び第五項において算出方法規程）について第一項の認可を申請しようとするときは、次に掲げる者の意見を聽かなければならない。	16 登録確認機関は、確認等事務規程（財務諸表等の作成、備置き及び閲覧等）について第一項の認可を申請しようとするときは、次に掲げる者の意見を聽かなければならない。（定期報告）	17 登録確認機関は、確認等事務規程（登録確認機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）と当該事項の提供を受けようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求）について第一項の認可を申請しようとするときは、当該登録確認機関に対し、その確認等事務の実施の方法を改善するため必要な措置をとるべきことを命ずることができ。（確認等事務の休廃止）
18 文化庁長官は、算出方法規程が第六十七条の三第一項の規定の趣旨を考慮した適正なもので	19 文化庁長官は、算出方法規程を含む確認等事務規程について第一項の認可をしようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、当該事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（これらの作成に代え	20 文化庁長官は、前項の許可をしたときは、そ

5 前項の規定により文化庁長官が告示をした場合における新法第百四条の二十二第四項の規定の適用については、同項中「前項の規定による告示の日の翌日」とあるのは、「著作権法の一部を改正する法律(令和五年法律第号)」の施行の日とする。

6 文化庁長官は、新法第百四条の二十二第一項の政令の制定の立案のために、施行日前においても、同条第三項の規定の例により、文化審議会に諮問することができる。

(登録確認機関の登録等に関する準備行為)

第四条 新法第百四条の三十三第一項の登録を受けようとする者は、施行日前においても、新法第一百四条の二十四第一項及び第二項の規定の例により、その申請を行うことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により登録の申請があつた場合には、施行日前においても、新法第百四条の三十三第一項及び第百四条の三十四第三項から第六項までの規定の例により、その登録及び告示をすることができる。この場合において、当該登録及び告示は、施行日以後は、それ新法第百四条の三十三第一項の登録及び新法第百四条の三十四第六項の規定による告示とみなす。

3 前項の規定により登録を受けた者は、施行日前においても、新法第百四条の三十五第一項から第三項までの規定の例により、同項の意見を聴き、同条第一項に規定する確認等事務規程の認可の申請を行うことができる。

4 文化庁長官は、前項の規定により認可の申請があつた場合には、施行日前においても、新法第百四条の三十五第一項、第四項及び第五項の

規定の例により、文化審議会に諮問し、その認可をすることができる。この場合において、当該認可是、施行日以後は、同条第一項の認可とみなす。
(罰則についての経過措置)

第五条 この法律(附則第一条第二号に掲げる規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に係る経過措置を含む。)は、政令で定める。

(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正)

第七条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三十三号中「第八章」を「第九章」に改める。

(弁理士法の一部改正)

第八条 弁理士法(平成十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

参議院議長 尾辻 秀久殿 辻元 清美

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和五年五月二日

岸田文雄内閣総理大臣の広島・長崎における外国人の原爆被害状況の認識に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和五年五月二日

岸田文雄内閣総理大臣 尾辻 秀久殿 辻元 清美

3 前項の規定により登録を受けた者は、施行日前においても、新法第百四条の三十五第一項から第三項までの規定の例により、同項の意見を聴き、同条第一項に規定する確認等事務規程の認可の申請を行うことができる。

4 文化庁長官は、前項の規定により認可の申請があつた場合には、施行日前においても、新法第百四条の三十五第一項、第四項及び第五項の

附則第六十一条のうち、著作権法第四十条第一項の改正規定、同法中第四十二条の三を第四十二条の四とし、第四十二条の二を第四十二条の三とし、第四十二条の次に一条を加える改正規定、同法第四十七条の六第一項第二号の改正規定、同法第四十七條の七の改正規定、同法第四十八条第一項第三号の改正規定、同法第八十六条第一項第一号の改正規定、同法第八十六条の改正規定及び同法第百二条第九項第一号の改正規定を削り、同法第百十四条の三第四項の改正規定中「加え、「平成八年法律第百九号」」を削り」を削る。

岸田文雄内閣総理大臣の広島・長崎における外国人の原爆被害状況の認識に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和五年五月二日

岸田文雄内閣総理大臣 尾辻 秀久殿 辻元 清美

によって広島、長崎に行くことを余儀なくされ、原爆の被爆を受け、九死に一生を得て祖国に帰国した人たちである。その数は二万人を超えると推定されており、令和五(二〇二三)年二月末現在千八百五十三人が「社団法人・韓国原爆被爆者協会」に登録されている。在韓被爆者が受けた歴史的、身体的、精神的、そして社会的な被害に対し日本政府も大きな責任を負っている。日本政府は「在韓被爆者への賠償問題は一九六五年の日韓は「在韓被爆者への賠償問題は一九六五年の日韓請求権協定で解決済み」という立場を一貫してとつてきたが、実際には何の賠償も援護もなく、在韓被爆者が病苦と貧困の悪循環の中に放置され続けたことは、これまでに報じられてきたとおりである。

しかし、在韓被爆者たちが原爆後障害に苦しみながらも日本政府に対して賠償と謝罪を求め続けた結果、日本政府は平成二(一九九〇)年五月の日韓首脳会談において韓国政府に「在韓被爆者のための人道的医療支援金四十億円」の拠出を約束した。これにより、在韓被爆者は被爆から半世紀近くが経つて初めて、韓国で医療費の支援を受けることができるようになった。だが、一時的支援金の四十億円は十年もたたないうちに底をつけ始めた。韓国の被爆者が再び何の援護もない状態に陥ってしまう危機を未然に回避するため、平成十九九年八(一九九八)年、郭貲(クアク・クイフン)氏が「被爆者援護法の平等適用を求める裁判」を起こした。日本在住被爆者に対する日本政府は、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」(以下「被爆者援護法」という)によって医療費や健康管理手当を始めとする各種手当への支給を行つてきただ。韓國では今も多くの被爆者が原爆後障害に苦しんでいる。在韓被爆者は、日本の朝鮮植民地支配が、日本国外の被爆者はその対象外とみなした。

郭氏は「同じ被爆者」として日本在住被爆者と同等の援護を、被爆者援護法の精神に沿つて行うべきであると訴えた。

こうした動きに伴い日本の国会には超党派の「在外被爆者に援護法適用を実現させる議員懇談会」が結成され、郭氏が第二審の大坂高裁で勝訴したとき、日本政府に上告決念を求めて強力に働きかけた。それが功を奏し最終的に日本政府は上告を断念し、在外被爆者を被爆者援護法の適用から除外してきた日本政府の「通達」は廃止された。その後も、在韓被爆者たちは、被爆者援護法の全面適用を求める裁判を次々と提訴し、その裁判にはアメリカやブラジルに在住する日系人や日本人の被爆者も加わるようになつた。この一連の裁判で在外被爆者の原告らは勝訴を重ね、平成十九（二〇〇七）年の三菱広島微用工被爆者裁判の最高裁判決では、日本政府に在外被爆者を被爆者援護法から排除してきたことに対する慰謝料（原告一人当たり百万円）の支払いが命じられ、平成二十

七（二〇一五）年には在韓被爆者医療費訴訟が最高裁で勝訴し、これをもつて、被爆者援護法に定められた援護のうち介護手当以外の全ての援護が在外被爆者にも適用されるようになつた。被爆から七十年目のことであつた。

岸田総理が「被爆の実相を伝えることが開催の原点」というG7広島サミットにユン・ソンニヨル韓国大統領を招待することは日韓の友好に寄与するものと考えるが、以上のような在韓被爆者に対する日本政府の取扱いの歴史を踏まえるならば、岸田総理にはこの歴史を十分に認識し、そして深く反省し、ユン・ソンニヨル大統領に対して「韓国人の被爆時及び被爆後の実相」について誠意

を尽くして説明することが求められている。さらに、岸田総理は、各国首脳に対し、「日本人の原爆被害の悲惨さ」を訴えるだけでなく、「韓国人を始めとする外国人の原爆被害の実相」を正確に伝えてこそ、核兵器廃絶を各国共通の課題にするための一役を果たしうると考える。

そこで、岸田総理がG7広島サミットで各国首脳に伝えようとしている「被爆の実相」がいかなるものであるのかについて、以下質問をする。

一 私が第二百十回国会に提出した「岸田文雄内閣総理大臣の広島・長崎における外国人の原爆被害状況の認識に関する質問主意書」（第二百十四回国会質問第四八号）に対する答弁（内閣參賀二〇〇八号）の「三の1及び5について」で

は、「核兵器がもたらしたあらゆる被害についての正確な認識を広め、被爆の実相を世代と国境を越えて世界に発信することは、我が国の重要な責任であると認識している。」とされてい

ることにいう「核兵器がもたらしたあらゆる被害についての正確な認識」及び「被爆の実相」には、「原爆の被害を受けたのは日本人だけではなく、多数の韓国人（当時は「朝鮮人」）を始めとする様々な外国人がいたことの正確な認識」及び「外国人の被爆の実相」も含まれているか。政

府の見解を明らかにされたい。

二 同答弁の「一の1から4までについて」では、「広島市及び長崎市の集計を引用するのではなく、また、「出身国・地域ごとの数の内訳」についても、日本政府としてきちんと調査した上で、自らの責任において公表すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。その上で、

3 国立国会図書館蔵の「陸海軍関係文書」の中の「内地在住朝鮮人戦災者概数」に、「広島県の総戦災者数三十五万九千人、朝鮮人戦災者数一万三千九百人」、「長崎県の総戦災者数二

十万四千九百人、朝鮮人戦災者数七千九百人」という記録がある。これは日本政府が把握している人数であると考えられるため、以下下の点を明らかにされたい。

（1）この人数は原爆による戦災者を含んで

いるが、「出身国ごとの数の内訳」は把握して

いない」という説明をすることは岸田総理の広

島サミット開催の意図にそぐわないと考える。

そこで以下質問する。

4 今野東参議院議員（当時）が第百六十九回国会に提出した「戦時下朝鮮人強制労働者被害の名簿など被害認定関係資料の調査と提供に関する質問主意書」（第百六十九回国会質問第一五三号）に対する答弁（内閣參賀一六九第一五三号）の「三及び四について」において、政府は、次のように答弁している。

「朝鮮半島出身の旧軍人・軍属については、政府は、昭和四十六年に二万九千九百十九人の「旧日本軍在籍朝鮮出身死亡者連名簿」、平成五年に十四万三千二百十

人の陸軍「留守名簿」、二万九千九百三十

人の海軍「軍人履歴原表」及び七万九千三百四十八人の海軍「軍属身上調査表」並

びに平成十九年に旧軍人・軍属の供託書
正本等延べ約十一万件のいづれも写し
を、また、平成三年に九万八百四人、平
成四年に一万七千百七人のいわゆる朝鮮
人微用者等に関する名簿の写しを、それ
ぞれ韓国政府に引き渡している。」

政府としては、朝鮮半島出身の旧軍人・軍属の人数に關し、約二十四万人について、旧陸海軍から引き継いだ人事関係資料により把握している。しかし、旧國家総動員法（昭和十三年法律第五十五号）により徵用された朝鮮半島出身者の人数については、把握していない。」この答弁に関連して、以下の点を明らかにされたい。

(1) 「朝鮮半島出身の旧軍人・軍属の人数」に關し、旧陸海軍から引き継いだ人事関係資料で明らかにできる、広島市内にあつた旧日本軍施設における朝鮮半島出身の旧軍人・軍属の人数を示されたい。

(2) 一平成三年に九万八百四人、平成四年に一万七千百七人のいわゆる朝鮮人徵用者等に関する名簿の写し」から明らかにできる、広島市、長崎市内に徵用された朝鮮人の人數を示されたい。

「被害についての正確な認識」及び「被爆の実相」には、九死に一生を得て生き延びた被爆者たちの健康及び生活の実態も含まれる。しかしながら、被爆後に日本を離れた被爆者(在外被護行政から排除されてきたために、その実態は明らかではない。

だが、在外被爆者裁判の勝訴により被爆者援護法が在外被爆者にも適用されるようになつて以降は、日本政府が所管する統計で部分的ながらも在外被爆者の健康状態を把握することが可能になつてきた。その統計が、前述の第二百十回国会質問第四八号における「四の一の(2)」、「四の二の(2)及び(3)」で明らかにすることを求めたものである。それに対する政府の答弁は

記二種の医療費支給については、厚生労働省から地方自治体への法定受託事務として取り扱われており、韓国の被爆者については長崎県が、韓国を除くそれ以外の国の被爆者については広島県が実施していると承知している。

四 前記二及び三で言及した日本政府所管の資料からも、これまで明らかにされてこなかつた「被害についての正確な認識」及び「被爆の実相」を明らかにすることは可能であると考える。政府は、今後、日本政府の責任において、「被害についての正確な認識」及び「被爆の実相」の解明に積極的に取り組む意思はあるか。さらには、日本政府所管の原爆関連資料を公開し、官民を挙げて「被害についての正確な認識」及び「被爆の実相」の究明に取り組む意思はあるか。

についての正確な認識及び「被爆の実相」には、「原爆の被害を受けたのは日本人だけではなく、多数の韓国人(当時は「朝鮮人」)を始めとする様々な外国人がいたことの正確な認識」及び「外国人の被爆の実相」も含まれている」の意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難である。

令和五年五月十六日

内閣總理大臣 岸田 文雄

外交上の個別のやり取りの詳細について明らかにすることは、相手国との関係もあり差し控

参議院議員辻元清美君提出岸田文雄内閣総理大臣の広島・長崎における外国人の原爆被害状況の認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

の間では、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定(昭和四十年条約第二十七号)第二条1において、「両締約国及びその国民(法人を含

一 「被害についての正確な認識」及び「被爆の実

2 被爆者援護法第三章第三節「医療」に定めの

支給は、平成二十八（二〇一六年）年
月一日（在外被爆者に対する前記二種の医療
費支給の開始日）以降の国別の年間支給金額
の年度別統計を明らかにされたい。なお、前

についで
お尋ねの「核兵器がもたらしたあらゆる被害

御指摘の「国立国会図書館蔵の『陸海軍関係文書』」が具体的にどの文書を指すのかが明らかで

はないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

二の4の(1)について

お尋ねについては、御指摘の資料において、所属部隊の記載はあるものの、当該部隊に関し、特定の時点における具体的な活動場所に関する記載はないことから、お答えすることは困難である。

二の4の(2)について

お尋ねについては、調査に膨大な時間を要することから、お答えすることは困難である。

三の1について

在外被爆者保健医療助成事業に関して、御指摘の「国別の年間助成金額」については、網羅的に把握していないが、平成十六年度以降の各年度における①大韓民国及び②同国以外の国に居住する者に係る「年間助成金額」をお示しすると、それぞれ次のとおりである。

平成十六年度	①二千二百十三万八千二百五十九円
平成十七年度	①一億八千九十万九百七十八円
平成十八年度	①二千四百十三万四千七百四十二円
平成十九年度	①一億六千九百三十四万五千九百七十七円
平成二十年度	①一億七千三十二万九千八百六十三円
平成二十一年度	①二億六千八百二十一万八千三百六円

三の2について

御指摘の「医療費の支給」及び「一般疾病医療費の支給」に係る「年間支給金額」については、

平成二十一年度 ①三億三百十五万四千八百円

平成二十二年度 ①三億三百十五万四千八百円

平成二十三年度 ①三億二千五百十六万三千四百円

平成二十四年度 ①三億四百二十八万八千二百三十九円

平成二十五年度 ①三億四千三百九十六万七千八百三十六円

平成二十六年度 ①四億八千四百三十九万七千五百六十四円

平成二十七年度 ①五億四千四百六十万二千八百五十九円

平成二十八年度 ①五億百十萬六千四百九十一円

平成二十九年度 ①四億八千七百二十四万九千六百一円

平成三十年度 ①四億八千七百六十三万九千八百五円

令和元年度 ①四億八千五百十二万三千一百一十七円

令和二年年度 ①四億三千九十四万四千七百三十一円

令和三年度 ①四億四千二百五十二万三千三百六十六円

令和四年度 ①四億四千二百五十二万三千三百八十一円

令和五年度 ①四億四千二百五十二万三千三百八十一円

令和六年度 ①四億四千二百五十二万三千三百八十一円

令和七年度 ①四億四千二百五十二万三千三百八十一円

令和八年度 ①四億四千二百五十二万三千三百八十一円

〔国別に把握しておらず、お尋ねについてお答えすることは困難である。〕

四について

政府としては、二の1についてでお答えしたことおり、原子爆弾の投下による死没者数に関する新たな調査を実施することは考えていないが、引き続き、原子爆弾被爆者実態調査の結果を公表することでしており、また、核兵器がもたらしたあらゆる被害についての正確な認識を広め、被爆の実相を世代と国境を越えて世界に発信することは、我が国の重要な責任であると認識している。

官 報 (号 外)

令和五年五月十七日 参議院会議録第二十三号

第明治二十五年三月三十日
種郵便物認可日

発行所
二東京一〇五番五號虎ノ門四四五丁目
独立行政法人国際印刷局
電話
03 (3587) 4294
定価
(本体一部二二〇〇円別冊)